

HUMAN RIGHTS

－ いま 私がひらく 未来 －

[令和 2 年度改訂版]

兵庫県教育委員会

目次

		ページ
	『HUMAN RIGHTS』の活用にあたって	1
第1部	①わたしたちの人権	4
	②命と向き合う	6
	③自分で決める、自分の生活	7
	④自分を見つめる	8
	⑤伝え方いろいろ	10
	⑥「平等」と「公平」は違うの？	12
	⑦ダイバーシティ&インクルージョン	13
	⑧本当に関係ない！？	14
	⑨気づきから実践へ	16
第2部	テーマ (人権課題)	
	1 分かち合い 共に生きる (女性(男女共同参画))	18
	2 誰の権利？自分の権利！子どもの権利 (子ども)	20
	3 豊かな人生を生きる (高齢者)	22
	4 心と社会のバリアフリー ～バリアってどこにあるの？～ (障害者)	24
	5 打ち明ける勇気 受け止める勇気 (同和問題)	26
	6 守り、伝え、共に生きる (アイヌの人々)	28
	7-(1) 呼び、そして名乗ること (外国人)	30
	7-(2) 多文化共生社会の担い手へ (外国人)	32
	8 感染症への不安に負けないために (HIV感染者・ハンセン病患者等)	34
	9 知ることで見えてくるもの (北朝鮮当局による拉致問題等)	36
	10 自分らしく生きるために (性的マイノリティ)	38
	11 公正な社会をこの手で (就職差別・働く人の人権)	40
	12 表現の責任ってなんだろう？ (インターネットによる人権侵害)	44
	13 あの時、被災地で (災害と人権)	46
	14 身近に広がる「貧困」 (ホームレス等)	48
	総括 すべてのつながっている (SDGs と人権)	50
資料編	世界人権宣言(外務省 仮訳文)	54
	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)((公財)日本ユニセフ協会 抄訳)	56
	関係法律等	58
	・ 部落差別の解消の推進に関する法律(抄) ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄) ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(抄) ・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(抄) ・ ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入りに当たっての内閣総理大臣談話	

タイトル『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』について

「人権」は、文字どおり、「人間の=human」「権利=rights」として普遍性をもつものです。

そして、人権尊重の理念によって切りひらかれた未来は、自由で、安心して過ごすことができ、みんなが権利において平等で、お互いを大切にする平和な世界であるはずです。そのような「未来」を切りひらくためには、「私」たち一人ひとりの「いま」の生き方が大切になります。

タイトル『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』には、こうした思いが込められています。

『HUMAN RIGHTS』の活用にあたって

本書は、兵庫県内の各地域や同世代の人たちに関するものなど身近なトピックを取り上げ、さまざまな角度から、私たちの人権や人権課題について考えてみようというものです。学習は、個人でも、グループやクラス単位でもできます。授業で資料として用いたり、個人で読み進めたり、それぞれ自分にあった方法で、工夫しながら学習を進めてみましょう。

また、本書にはさまざまな資料を掲載しています。本書をきっかけに、自分の興味や関心があるものについて調べたり、自分自身で課題を設定して、必要な資料や情報を集めたりしてさらに学びを深めてみましょう。

○ 本書の構成について

本書は、2部構成となっています。

第1部は、権利や責任、平等、共生など人権に関する概念を学ぶとともに、みなさん自身が生き方を問いながら、自分や他者の個性や人権について考えることで、人権感覚を磨き、人権尊重の精神を高めていくことをねらいとしています。

第2部では、学校や社会で直面しうる、個別的な人権課題に関するテーマや複数の人権課題を含めたテーマを取り上げています。それらのテーマについて、資料をもとにさまざまな人権課題について知るだけでなく、考えを深め、自分にできる実践行動につなげることをねらいとしています。

○ 兵庫県の人権教育基本方針について

兵庫県では、平成10(1998)年に策定した「人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成する人権教育を推進しています。

人権教育基本方針の内容は、次ページの表中1～4の項目で構成されています。その中では、「人権教育」とは、具体的な差別や人権問題について学ぶことのみをさすのではなく、すべての人への学習機会の提供や、自分の人権を大切にするうえで欠かせない自尊感情の形成の支援、人権尊重の理念に基づき多様な人々が豊かに共生していく社会を築いていこうとする意欲や態度、必要な資質、技能の育成、そして学習環境の整備までも含めたものであることを示しています。

表：兵庫県の人権教育基本方針との本書の関係

人権教育の内容構成			対応する本書の項目
1 人権としての教育	(1) 自ら学ぶ力の育成	ア 学びとの出会いの促進	第2部テーマ7
		イ 基礎・基本の定着	第1部⑤、第2部テーマ12
	(2) 自己についての肯定的な認識の形成	ア 自尊感情の形成	第1部④、第2部テーマ6・10
		イ 自分と社会についての認識の啓培	第1部②、第2部テーマ11
2 人権についての教育	(1) 人権意識の高揚	ア 生命の尊厳についての学習	第1部②、第2部テーマ3
		イ 人権の歴史と思想についての学習	第1部①・⑥ 第2部テーマ5・6・8・9
	(2) 差別解消への態度の形成	ア 差別と人権問題についての学習	第1部⑧
		イ 人権の擁護とその活動についての学習	第2部すべて
3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育	(1) 自立向上の精神の育成	ア 「市民意識」の醸成	第1部①・③・⑧・⑨ 第2部テーマ12・13・14
		イ 個性・能力の伸長	第1部④、第2部テーマ11
	(2) 思いやりの心の育成	ア 人間関係の活性化	第1部⑤・⑦、第2部テーマ7
		イ 社会参加の促進	第1部⑨ 第2部テーマ1・4・総括
4 学習者の人権を大切にしたい教育	(1) 一人一人を大切にしたい教育指導	ア 学習者の権利と責任の重視	第1部①、第2部テーマ2
		イ 個を生かす集団の育成	第1部⑤・⑨
	(2) 学習環境と条件の充実	ア 指導者の人権意識の向上	活用の手引き
		イ 教育条件の整備	活用の手引き

○ 関連する人権課題

第2部の各テーマには、それぞれ対応する主な人権課題がありますが、それ以外の人権課題とも関連しています。

第2部のテーマ		主な人権課題	関連する人権課題例
1	分かち合い 共に生きる	女性(男女共同参画)	子ども、性的マイノリティ、就職差別・働く人の人権、防災と人権等
2	誰の権利？自分の権利！子どもの権利	子ども	女性、インターネットによる人権侵害等
3	豊かな人生を生きる	高齢者	就職差別・働く人の人権、防災と人権等
4	心と社会のバリアフリー ～バリアってどこにあるの？～	障害者	就職差別・働く人の人権、防災と人権等
5	打ち明ける勇気 受け止める勇気	同和問題	就職差別・働く人の人権、インターネットによる人権侵害等
6	守り、伝え、共に生きる	アイヌの人々	同和問題(結婚差別)、就職差別・働く人の人権等
7-(1)	呼び、そして名乗ること	外国人	就職差別・働く人の人権、インターネットによる人権侵害、防災と人権
7-(2)	多文化共生社会の担い手へ	外国人	同和問題(結婚差別)、就職差別・働く人の人権、インターネットによる人権侵害等
8	感染症への不安に負けないために	HIV感染者・ハンセン病患者等	外国人(ヘイトスピーチ)
9	知ることで見えてくるもの	北朝鮮当局による拉致問題等	女性、就職差別・働く人の人権
10	自分らしく生きるために	性的マイノリティ	女性(男女差別)、障害者、同和問題、外国人、刑を終えて出所した人等
11	公正な社会をこの手で	就職差別・働く人の人権	同和問題、外国人(ヘイトスピーチ)、HIV感染者・ハンセン病患者、防災と人権等
12	表現の責任ってなんだろう？	インターネットによる人権侵害	女性、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害等
13	あの時、被災地で	災害と人権	子ども、女性等
14	身近に広がる「貧困」	ホームレス等	SDGs と人権
総括	すべてはつながっている	SDGs と人権	すべての人権課題

第1部

第1部では、人権尊重の社会づくりを進めるうえで必要な、人権に関する概念や人権感覚について学びます。自分自身について考えたり、あなた自身の経験をふり返ったりしながら、ときには楽しく活発に、ときにはじっくり真剣に、学習を進めましょう。

資料の配列は、主として、自分自身に関することから他者との関係、そして社会とのかかわりへと、人権の広がりを考慮しています。順番に学習を進めることもできますし、自分の興味・関心に応じて、どのページからでも学習を始めることができます。

1

わたしたちの人権

自分の権利を学ぶことは、自分自身が大切な存在であり、社会を形成する一員だと知ることです。高校生のみなさんには、これからの社会づくりを担う主役として、人権について学び、権利の主体としての自覚をもち、自他の人権を尊重する意欲や態度を身につけてほしいと思います。また、人権の視点から社会や学校のあり方に関心をもち、ルールづくりや仕組みづくりに積極的に関わっていきましょう。

○ 人権って何？

あなたの学校内外での一日の生活を思い浮かべてみてください。

- 学校で授業を受ける
- 休み時間を自由に過ごす
- 行事でのクラスの催し物や役割分担について、意見を出し合い決める
- 自分の進路を自由に選択する
- ケガや病気のときに病院へ行って治療を受ける
- 好きな音楽を聞いたり、本を読んだりする

これらにあてはまるものもあれば、他のことを思い浮かべた人もいるでしょう。
実は、これらの行為はまさに「人権」そのものなのです。



「人権」について、国の文書では次のように記載されています。

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

(出典:「人権教育・啓発に関する基本計画」(閣議決定、(平成14(2002)年策定、平成23(2011)年一部変更))

これは、小・中学校の社会科などの授業で学んできた「基本的人権」と通じるかもしれませんが、なんだか堅苦しくて難しいもの、または大人になってから考えることという感じがするかもしれません。

しかし、実際は、大人になってからのことではなく、みなさんはすでに権利の主体です。特に成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもの権利については、「児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約)」にも定められています。

人権は、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利であり、高校生のみなさんの日々の暮らしと結びついている、とても身近で大切なものなのです。

○ 人権と権利

人権と似た言葉で「権利」というものがあります。

権利とは、「ある物事を自分の意思によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできるもの」ということができます。

権利にはいろいろな性質のものがあります。例えば、免許を取得して得られる権利や、代金を支払えば得られる権利などです。一方で、何かの条件と引き換えでなくても、人間であるというだけで生まれながらにして備わっている権利があります。それが「人権」です。

○ 権利と責任

社会の秩序をつくるために政府や警察などの権力が形成されます。一方で、権力が濫用^{らんよう}され、国家や政府等の都合で人々の自由や生命が侵害されるとことが生じます。これに対して、歴史上の革命や戦争を経て、政府などの公権力との関係においても、人間の尊厳が守られるように、人々が政府などの権力に認めさせてきた約束が、人権となっているのです。この点から、人々の人権を守る責務が第一に生じるのは、権力である国家や政府ですが、個人と個人の間においても人権は尊重されなくてはなりません。

これについて、世界人権宣言の条文を見てみましょう。

「世界人権宣言」

第29条 権利と義務は違う

わたしたちはみな、すべての人の自由と権利を守り、住み良い世の中を作る為の義務を負っています。自分の自由と権利は、ほかの人々の自由と権利を守る時にのみ、制限されます。

第30条 権利を奪う「権利」はない

この宣言でうたわれている自由と権利を、ほかの人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。どんな国にも、集団にも、人にも、そのような権利はないのです。

(出典:「世界人権宣言」谷川俊太郎訳 アムネスティ日本ホームページ)

多くの人々が暮らす社会においては、権利を行使する際に気をつけないといけないことがあります。それは、権利の行使には、責任が伴うということです。自分の人権のみならず他の人の人権についても理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことが、多様な人々が共生する社会には重要です。

 日常生活の一場面において権利を行使する際に生じる「責任」とはどのようなものでしょうか。

例えば、以下のようなものが考えられます。

① 自分が行使する権利について、他の人の同じ権利を尊重すること。

例: 意見を言う権利 ⇔ 他の人の意見にも耳を傾ける責任
好きな音楽を聴く権利 ⇔ 騒音にならないように気をつける責任

② 自分にある権利を行使したことにより生じた結果を引き受けること。

(例: 進路を選択する権利 ⇔ 入学試験や選考試験の結果を受け入れる責任)

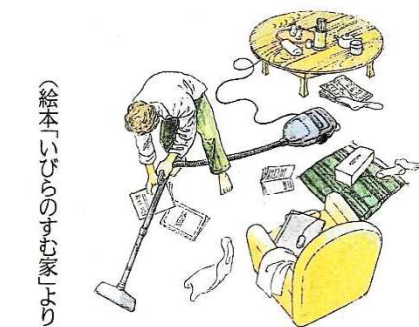
命はたった一つのかげがえのない大切なものです。しかし、日常生活の中で、その大切さを意識することは少ないのかもしれませんが。ここでは、ある家族の命をめぐるエピソードから、家族や身近な人たちとのつながりの大切や、今ある命と向き合い一度きりの人生をどう生きるかについて考えてみましょう。

三歩進んで、二歩下がり

[4]

あの頃のこと、覚えてない

新春を迎えた神戸・三宮で、私たちは吉田順さん(42)に会った。21年前に西宮の自宅で母の章江さん(67)をみとり、今は広島で働いている。章江さんが白血病と診断されたとき、父の利康さん(71)は順さんに病名を告げたと話していた。順さんがぼろぼろと涙をこぼしたとき、でも、当時のことを聞くと、順さんは困った顔をした。



(絵本「いびらのすむ家」より)

シリーズの「いのちをめぐる物語」第五部

ご意見、ご感想をお寄せください。手紙は、〒650-8571 (住所不要) 神戸新聞編集委員会「いのちをめぐる物語」係まで。ファックスは078・360・5516へ。メールアドレスは、inochi@kobe-np.co.jpです。取材させていただくこともありますので、できれば連絡先を記してください。

「何も覚えてないんです。たぶん何も考えないようになっていたと思うんです。そうじゃないと、生きていけないかった。あの頃の記憶については『欠損』っていう言葉が一番近いっすね」。当時は大学生だった。

「おかんが死んでしまうのに、何もできない無力感とか、ふがいなさとか」。順さんは腕を組みながら、言葉を探しているようだ。

就職で東京に住んだりするうちに、少しずつ母の死に向き合えるようになる。

「就職した後ですかね。おかの人生、振り返りたいなあって思ってたんです。そして、祖母や伯母に昔の写真を見せてもらう。友達とおしゃべりして写る若い母がいる。勤め先の慰安旅行の写真もある。海外で暮らしたり、

順さんが大切にしている物を教えてくれる。ゾウの絵が付いたタオルケット。幼い頃、章江さんがおなかに掛けてくれた。

「就職で家を出るとき、押し入れから引っ張り出して持っていく。もう何色やっただんか分からないけど、捨てられないっす」

(出典:神戸新聞 令和2(2020)年2月5日付け)

- あなたは、どのようなときに、他の人とのつながりを感じますか。
- あなたは、今ある命と向き合い、どのような生き方をしたいこうと思いますか。

3

自分で決める、自分の生活

これまでに、思い込みや決めつけにより、あなた自身が悔しい思いをしたことや、誰かを傷つけてしまったことはないでしょうか。

すべての人には、多様な個性や価値観があり、生き方や考え方もまた多様です。誰にとっても、これらを尊重されることは大切なことであり、人間の尊厳ともいえます。

次の事例を読んで、生き方や考え方を尊重することについて考えてみましょう。

美和さんは車椅子を常用する 35 歳の女性。以前は施設に住んでいましたが、3 年前から、大阪のある町でアパートを借りて、一人暮らしをしています。美和さんは手足が自由に動かず、言語障害もありますが、口に棒をくわえてパソコンを操作するし、好奇心旺盛で、車椅子でどこにでも出かけます。食事やトイレ、入浴、着替えなどに介助が必要で、毎日介助者が交代でやってきます。近所に住む藤岡さんも、その一人です。

ある日の夕方のこと。美和さんがインターネットのチャットを楽しみ、介助者の藤岡さんが洗濯物をたたんでいる時でした。ピンポン。玄関でベルが鳴りました。藤岡さんがとんでいきました。

ドアを半開きにして、「どちらさまですか」と尋ねると、立っていた男性は、ある新聞の宣伝をはじめました。「なんや、勧誘か」と思った藤岡さんは、即座に「うちは結構です」と言い、ドアを勢いよく閉めました。

「あー。まったく、この忙しいのに」とつぶやきながら、藤岡さんは奥の部屋の美和さんのところに戻ってきました。美和さんは「今の、なんやったん？」と尋ねます。

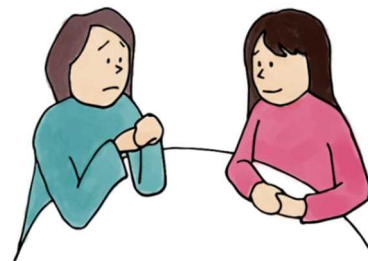
「勧誘ですよ、新聞の。すぐ断っときました」と、藤岡さんはすらっと答えました。すると美和さんは、ちょっと困った顔をして、こう言いました。「あのね藤岡さん。ここは私の家やで。いらないと思っても、ひとこと私に聞いてほしいねん。断るかどうか、私が決めるから。」

藤岡さんは意外でした。

「え？でも…。」

(出典:「動詞からひろがる人権学習」大阪府教育委員会、平成30(2018)年)

- このエピソードで、どんなところが気になりましたか。
- 意外に感じた藤岡さん、困った表情の美和さんから、本人の意思を尊重するために必要な対応を考えてみましょう。
- あなたの身のまわりにも、子どもと親、高齢者とその家族等の関係において、思い浮かぶ同様の事例はありませんか。



社会的に弱い立場にいる人(子ども、高齢者、障害者等)は、保護の対象として見られ、意思や気持ちを軽視されたり、周囲の人に勝手に決められたりすることがあります。

しかし、決める主体はあくまで「本人」です。思い込みや固定された見方、決めつけや先走った対応ではなく、できるだけ本人の考えを確かめながら「もしも自分が相手ならどうしてほしいか」ということを考えて行動してみてもはどうでしょうか。

4

自分を見つめる

ものの見方や考え方、価値観などは、人によってそれぞれ違いがあり、どんな個性のあり方も間違いではありません。ありのままの自分や他者は、すべて価値あるかけがえのない存在です。自分自身やまわりの人との対話の中で、「これが『わたし』だ」と言えるものを見つけていきましょう。

○ 自分が大切にしているもの

- 次のA～Jについて、下の図の空欄に、「自分らしさ」として大切だと思うもののアルファベットを、順位付けして記入し、ランキングを作成してみましょう。その際、順位付けの理由も考えてみましょう。A～Iの他に自分で考えたオリジナル項目があれば、Jの[]に記入し、使用しても構いません。

A 所属・属性(学校や部活等)

B 好きなファッション

C 人を好きになったり尊敬したりする気持ち

D 将来の夢・目標

E 考え方・意見

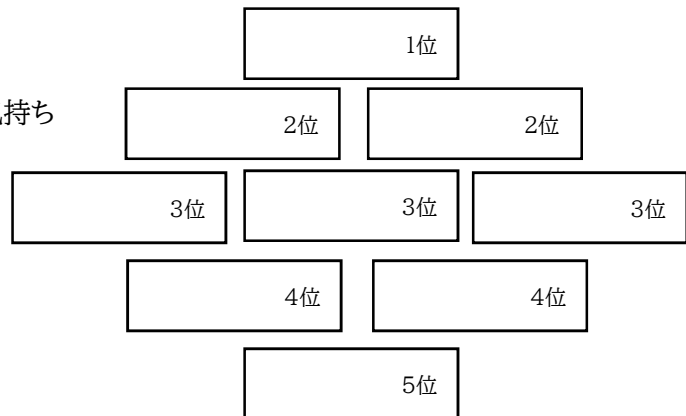
F 趣味

G 話し方

H 特技

I 性格

J オリジナル項目:[]



順位付けをするのに悩みませんでしたか？そう、本来どれも大切な要素です。

できあがったランキングに正解はありません。人によって、順位や理由も違ってきます。

ランキングを他の人とお互いに見せ合い、「自分らしさ」を伝え合うことで、自分自身への理解や、他の人との価値観の違い、多様性についてより理解が深まります。

○ 多様なものの見方

誰にでも、「長所」や「短所」があるのではないのでしょうか。しかし、自分の「短所」と思っているところが、違う見方をしてみると「長所」でもあると気づくことがあります。

物事を別の角度から見たり、解釈を変えてみたりすることにより、今までとは違った捉え方をすることを「リフレーミング」といいます。リフレーミングに取り組み、長所も短所も含めた「自分らしさ」を考えてみましょう。

参考:リフレーミングの例

書きかえたい言葉	リフレーミング後	書きかえたい言葉	リフレーミング後
飽きっぽい	好奇心旺盛な	責任感がない	無邪気な、自由な、悠々自適な
いい加減な	こだわらない、おおらかな	せっかちな	積極的な、決断が速い
うるさい さわがしい	明るい、活発な、元気な	だらしない ルーズな	おおらかな、ゆったりしている、こだわらない、楽天的な
落ち着きがない	活動的な、フットワークがよい	冷たい	クールな、判断力がある、凛としている
おとなしい	穏やかな、冷静な、落ち着いている	なれなれしい	人づきあいが上手な、社交的な、溶け込みやすい
かたくな	真面目な、礼儀正しい	流されやすい	臨機応変な、協調性がある
カッとしやすい 短気な	情熱的な、正義感が強い	人見知り	礼儀をわきまえている、思慮深い
気が弱い	優しい、慎重な	ひねくれている	ユーモアのある、独創性がある、信念がある
空気が読めない	動じない、自分らしさをもっている	マイペース	自分らしさをもっている、自分の世界をもっている
口が悪い	率直な、はっきりしている	文句が多い	よく気がつく、理想が高い
強引な	力強い、リーダーシップがある	優柔不断	他人の意見を尊重する、視野が広い
こだわりが強い	自分の考えを大切にする、粘り強い	わがままな	自己主張ができる、人に流されない、自分のやり方をもっている

(参考:「人権感覚育成プログラム」埼玉県教育委員会)

- 下の表の、練習1・2についてリフレーミングしてみましょう。
- 自分の「短所」を1～3つ書き、リフレーミングしてみましょう。思いつかないときは、友人や家族にも聞いてみましょう。

短所だと思うところ	リフレーミングで見方を変えてみると…
練習1: しつこい	
練習2: 神経質な	
自分の短所1:	
自分の短所2:	
自分の短所3:	

- クラスや部活動の友人などと、お互いにリフレーミングしてみましょう。

人や物事に対して、さまざまな視点から前向きに捉える見方や考え方が身につくと、自分や他者の個性に対する気づきや理解が深まり、その多様なあり方を受け入れやすくなります。また、多様な個性のあり方や互いの人権を尊重する態度につながっていきます。



5

伝え方いろいろ

多様な個性や考え方をもちた人々が豊かに共生するためには、自他の権利を尊重し、意見や気持ちを適切に伝え合うことや共感的に聞くこと、そして権利の侵害に対して適切に権利を主張することなどが大切です。そのために必要なコミュニケーションについて考えてみましょう。

○ アサーション(適切な自己表現)

- 付き合っている二人の会話「パターン1」と「パターン2」を読んで、どちらがお互いを尊重したコミュニケーションか考えてみましょう。

A: 今度の日曜日、映画に行かへん？ 見たい映画があるんやけど…。

B: うーん…。ごめん、その日は悪いけど部活やねん。

パターン1

A: え～、部活なんか、さぼればええやんか。

B: でも…、試合が近いから、やっぱり行かんとかんねん。

A: 試合とデートと、どっちが大事なん！

B: でも…、今度の試合、大事やし、絶対に結果を残したいねん。

A: あんたなんか練習したって無駄や。どうせ勝てへんわ。さぼれって言うてるんやからさぼりや！

B: そんなに言うのなら休むわ…。

パターン2

A: え～、部活か、残念やな～。休まれへんの？

B: 試合が近いから、休まれへんねん。

A: そうやんなあ、いつも練習頑張ってるし、部活も大事やんな。

B: 映画も行きたいけど、今度の試合、大事な試合やし、絶対に結果を残したいねん。大会が終わった次の日曜日はどう？

A: じゃあ、次の日曜にしよう。練習頑張ってた。応援するわ。

B: うん、ありがとう。じゃあ、次の日曜日にね。

(参考:「デートDV*防止に関する実践事例」兵庫県教育委員会、平成24(2012)年)

自己表現のコミュニケーションには、大きく分けて3つのタイプがあるといわれています。

- ① アグレッシブ: 相手の権利や意思、気持ちを尊重せず、自分の権利や意思、気持ちばかりを主張する攻撃的なコミュニケーション。
- ② ノンアサーティブ: 言いたいことが言えずに、自分の意思や権利を自分自身で守れないような受身的・非主張的なコミュニケーション。
- ③ アサーティブ: 相手の意思や気持ち、自己主張する権利を認めたくて、自分自身の意思や気持ち、権利を主張するコミュニケーション。

- 学校や家庭での出来事を思い出し、冒頭の会話以外の事例も考え、アサーティブなやりとりの練習をしてみましょう。

*デートDV

恋人や夫婦など、親しい関係の男女の間で起きる暴力のことをDV(Domestic Violence、ドメスティック・バイオレンス)といい、「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」などがあります。そのうち、若い世代での恋人間の暴力を「デートDV」といいます。いかなる暴力も許されないという認識をもつことが大切です。

○ 受け止める

誰かに話すことで不利益が生じるかもしれないことを打ち明けることを「カミングアウト」といいます。カミングアウトの内容には、自分の性のあり方(性的指向や性自認など)*の他、出自や病気、国籍、本名などさまざまなことがらがあります。

*(第2部 テーマ10「自分らしく生きるために」参照)

- 例えば、あなたが「人に打ち明けたら相手にどんな反応をされるだろうか」と不安になることをカミングアウトをしたときに、友人から次のような言葉をかけられたらどう感じるか考えてみましょう。

あなた:「話そうかどうか、ずっと迷っててんだけど、実は私、[]やねん。」

友人:

- (ア)「え！？いや、そんなこと言われてもよくわからないし…。そういえば、明日の宿題ってなんだったっけ？」
- (イ)「ふーん、それで？」
- (ウ)「きっといろんなことが不安で話しにくかったよね。話してくれてありがとう。」
- (エ)「あー、いわゆる〇〇ってやつね。」
- (オ)「今まで私が言ったりしたりしたことで嫌なことなかった？今、何か困ってることはない？」
- (カ)「他の誰かにも相談してる？私が先生とかに話してみてもいいのかな？」
- (キ)「役に立ったり、解決したりはできないかもしれないけど、相談やったらいつでもしてな。」
- (ク)「よくわからないから教えてほしいのだけど、それって〇〇ってこと？」

✓ 考える視点(チェックポイント)

- ☐ カミングアウトする勇気や本人の気持ちをしっかり受け止め、話をじっくり聞いているか。
- ☐ 先入観や偏見による対応になっていないか。
- ☐ 相手を理解しようとしたり、一緒に考えたりしようとする姿勢があるか。
- ☐ カミングアウトされた内容を、「勝手に他の人に話してはいけない」という認識があるか。

※ 本人の同意なく、重大な個人情報を暴露することを「アウティング」といいます。本人を深く傷つけ、場合によってはいじめや命にもかかわる重大な人権侵害につながることもあるので、決してしてはいけません。



○ 声を上げる勇気

人権侵害や不当な扱いを受けた場合は、立場の理解を求めたり、現状を改善したりするために、声をあげる権利があります。

- ☆ プライド・パレード: LGBT 等性的マイノリティ*の権利を主張するためのパレード

*(第2部「テーマ10 本当の自分であるために」参照)

- ☆ フラワーデモ: 花を持って性暴力に抗議し、性暴力問題への社会的関心を喚起する運動

6

「平等」と「公平」は違うの？

日本国憲法第14条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあるように、すべての人は一人の人間として人権が尊重され、権利において平等に扱われなければなりません。しかし、何を「平等」にするのかをよく考えなければ、少数者や弱い立場の人たちに不利益や不平等が生じてしまう場合があります。平等と公平の違いや、公正・公平な見方や配慮について考えてみましょう。

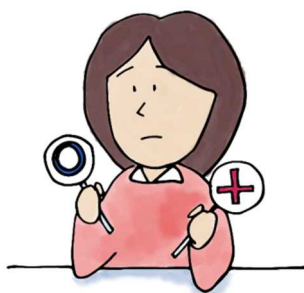
次の事例について、公平か、不公平か、どちらとも言えないか、考えてみましょう。また、そう考えた理由も考えましょう。

① 電車で女性専用車両が設置されている。

② 企業に対して、障害者を採用する割合が定められている。

③ 公共交通機関で、高齢者などに対して優先座席が設けられている。

④ 試験の際に、視覚や聴覚等の障害の程度に応じて、タブレット PC などの ICT 機器の使用が認められている。



☑ 考える視点(チェックポイント)

- ☐ その措置の目的は何か。合理的な目的であるか。
- ☐ その措置は、目的達成のために適切なものであるか。
- ☐ その措置によって得られる効果や利益と、措置にともなう不利益とのバランスは考慮されているか。

ポジティブアクション／アファーマティブ・アクション(積極的改善措置、積極的格差是正措置)について

これまで社会的・構造的差別によって不利益を被ってきた女性や障害者、人種的マイノリティなどに対して、一定の範囲で特別の機会を提供し、積極的に格差を改善する暫定的な措置のことをいいます。一方で、措置の対象とならなかった人たちから「逆に自分たちが差別されているようなものだ(逆差別)」という批判や指摘が出てくることがあるため、平等観や特別措置の必要性・有効性についての議論が大切です。

(参考:内閣府男女共同参画局ホームページ、『多様性の学級づくり 人権教育アクティビティ集』(森実ほか編著、解放出版社))

7 ダイバーシティ＆インクルージョン

「みんなちがって、みんないい」という言葉を聞いたことはありますか。性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、社会的地位、障害の有無、性的指向・性自認、価値観、働き方等は人によって違います。その違いや多様性を「ダイバーシティ」といいます。また、多様性を排除せず包み込み(包摂し)、生かすことで組織をよりよくしていくことを「インクルージョン」といいます。これらをあわせた「ダイバーシティ＆インクルージョン」は、多様な人々が共生し、人権尊重の社会を築いていく上で重要な考え方と言えるでしょう。

ここでは、その妨げとなる、誰もが潜在的にもっているバイアス(先入観、思い込み、決めつけ等)である「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)」について考えてみましょう。

● 次の項目について、自分自身が「そう思う」か「そう思わない」か考えて、いずれかに「○」を書いてみましょう。

	項目	そう思う	そう思わない
ア	女性は気配りができるので、秘書やアシスタント業務に向いている。		
イ	シニア(高齢者)はパソコン操作や SNS が苦手なので若手に任せるのがよい。		
ウ	障害のある人は、難しい仕事ができないので、簡易で単純な作業を割り当てる方がよい。		
エ	LGBT 等性的マイノリティ*の人は、美容関係や芸能関係の業種に偏っており、金融業や行政職にはほとんどいない。(*第2部「テーマ10 自分らしく生きるために」参照)		
オ	定時で帰る社員は、仕事のやる気がない。		
カ	外国人には日本語が難しいので、営業よりも肉体労働などの方が働きやすい。		
キ	非正規雇用で働く人は、自分で望んで、その働き方を選択している。		
ク	病気治療しながら働いている人は、仕事をやめて治療に専念した方がよい。		

このチェックリストは、「そう思う」「こうに違いない」という思い込みや意識、つまりあなた自身の「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)」に気づくためのものです。

「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)」は、悪気なく、気づかないうちに、「決めつけ」や「押しつけ」をしてしまい、その人の個性や、それぞれがもつ違い等の多様性を受け入れる妨げとなります。自分の印象だけが正しいと思い込まず、「そうとは限らないだろう」という意識ももちながら、一人ひとりの多様な個性を理解し、認め合おうとすることがダイバーシティ＆インクルージョンの第一歩と言えます。



8

本当に関係ない！？

日常生活の中で、「自分には関係ない」と思いながら、「なんとかしないと」と思い、ずっと気になっていることはないでしょうか。ひょっとするとあなたの言葉や行動が、状況を大きく改善させることがあるかもしれません。自分の身のまわりに困っている人はいませんか。次の文章を読んで、自分にできる行動について考えてみましょう。

篤史^{あつし}が教室に入ろうとした時、中から大きな笑い声が聞こえてきた。良太たち4人のグループがいつものように孝介をいじめていたのである。自分の席に座っている孝介を取り囲み、しつようにからかい、ゲラゲラ笑っていた。

篤史は気づかないふりをして、席に着いた。

しばらくしても、いじめは終わらず、いつもより激しさを増し、机の上にあった孝介の教科書やノートに落書きをし始めた。孝介は下を向いて黙ったままである。しかし、教室の中では、この状況を誰ひとり止めようとする者はおらず、にやにやしている者や全く無視している者ばかりである。

良太たち4人グループと孝介は同じ中学校出身で、篤史は彼らとは違う中学校なので、あまり話をしたことがなく親しくない。良太たちと孝介がなぜこんな関係になってしまったのか知らない。しかし、このクラスでいじめが始まった4月の終わりごろから、篤史は気になっていたが無関心を装っていた。

今日も、心の中では早くこの状況が終わってくれと祈っていた。そんな時、チャイムが鳴ったので、ようやく良太たちは自分の席に着いた。篤史は、ホッとして、大きくため息をついた。

ふと横を見ると、隣の席の翔と目があった。

学校からの帰り道、篤史は、

「今日のいじめはちょっとひどかったな。このままやったらまずいんじゃないかな。」

と親友の健太郎に話しかけた。

すると、健太郎は、

「あいつら、ふざけているだけやろ。まあ、ぼくらには関係のないことや。それより、明日の数学のテスト範囲はどこやった。」

と言って、話はそこで終わった。

その時は反論しなかったが、帰宅しても、篤史は健太郎の言葉が耳に残っていた。

『ぼくらには関係ない。』（本当に関係ないのか？関係ないですましていいのか？でも…）

翌日の休み時間に、また良太たち4人は孝介を取り囲み、からかってワイワイ騒いでいた。篤史は見ないふりをし、次の時間の数学のテストのために教科書を読んでいた。

その時、隣の席の翔が、

「もうやめとけや！」

と良太たちに言った。

良太は、びっくりした顔をして

「おまえには関係ないやろ。」

と言い返した。

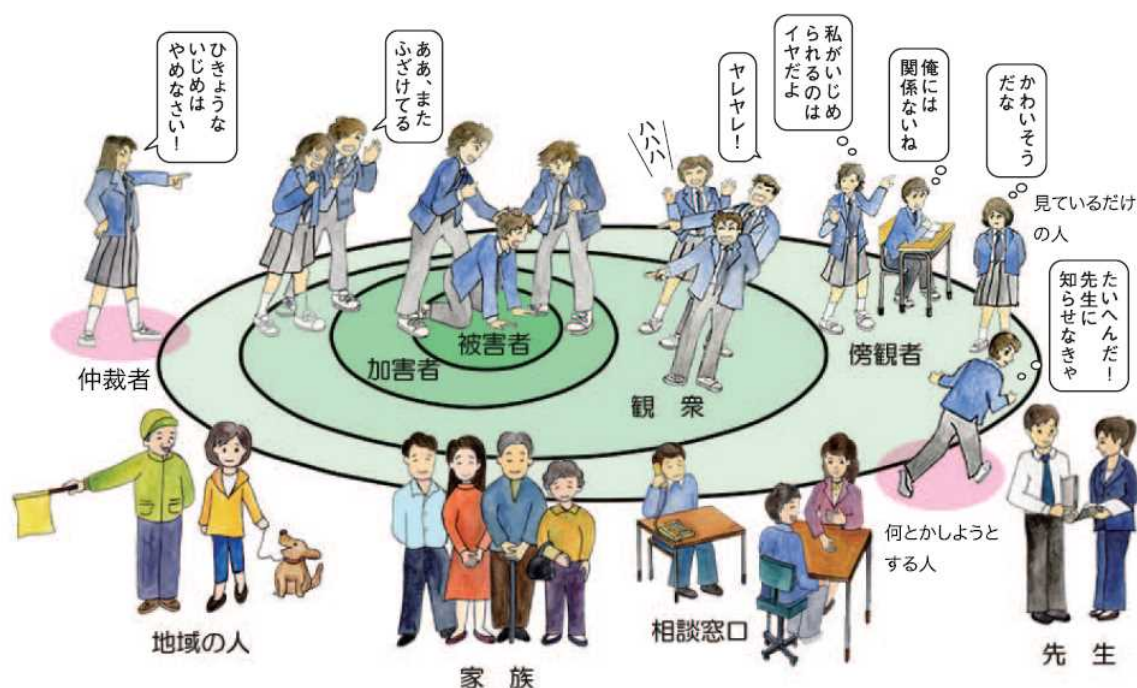
その言葉を聞いて篤史は、ハッとした。



（出典：「いじめを許さない人権教育教材（高校生用）」兵庫県教育委員会、平成 25（2013）年）

いじめの四層構造

- いじめの未然防止や解決には、「観衆」や「傍観者」がどのような行動をすることが大切か考えて見ましょう。



(出典:「いじめを許さない人権教育教材(高校生用)」兵庫県教育委員会、平成 25(2013)年)

考えてみよう

- 「おまえには関係ないやろ。」という言葉に対して、あなたならどのように返しますか。
 - あなたが篤史と同じような場面に遭遇したとき、できそうな行動はどれでしょうか。また、具体的な声のかけ方、言葉なども考えてみましょう。
- (ア) 加害者に対して、注意をしたり、話をしたりする。
- (イ) 被害者に対して、一緒にいるようにしたり、寄り添って話を聞いたりする。
- (ウ) 観衆や傍観者に対して、一緒にできる行動を呼びかけたり、一緒に考えたりする。
- (エ) 大人に相談や通報をしたり、相談ダイヤルに電話して相談したりする。

いじめを防ぐためには、一人ひとりが「いじめは絶対に許さない」という態度を示し、互いの違いを認め合い、支え合い、助け合える人間関係を築こうとすることが大切です。

また、いじめに限らず、人権侵害への対応については、自分とのかかわりを見出して関心をもつことや、自分だけでなく、誰かと一緒に対応したり、直接行動できなくても誰かに相談したりすることも重要な行動です。

9

気づきから実践へ

人権課題の解決や共生社会の実現に向けては、理解や認識を深めるだけでなく、それをもとに行動に移すことが大切です。難しく感じるかもしれませんが、ボランティアや学校行事などでできることがあるのではないのでしょうか。一人では難しくても、同じクラスや部活動、学年、学校、先生、保護者、地域の人、関係機関などさまざまな人と協力することで、できることが広がり、その成果も充実してくるでしょう。

取り組むテーマや内容は、第2部の個別的な人権課題や、SDGs(持続可能な開発目標)^{*1}の17のゴールとのつながりから考えてみましょう。

(^{*1} 第2部「総括 すべてはつながっている」参照)

○ 高校生の活動あれこれ

被災地支援活動	地域イベントの運営
 豪雨でじんだな被害を受けた地域で、ボランティア活動に参加しました。被災された方々の気持ちやプライバシーへの配慮を心がけながら、水害にあった民家でのがれきの運び出しや、壁土の撤去、汚れた柱の掃除に取り組みしました。	 インターンシップとして、幼稚園・保育園で絵本の読み聞かせや工作などの模擬保育などを体験しました。さらに、その後、ボランティアとして子どもとの交流に参加し、お楽しみ会等の運営にも参加しました。
フェイスシールドの寄贈	子ども食堂の運営
 新型コロナウイルス感染症^{*2}が広がる中での災害ボランティア支援を目的として、自分たちが作成したフェイスシールドをボランティアプラザに寄贈しました。	 子どもに無料または低額で食事を提供する「子ども食堂」の運営にボランティアとして参加しました。勉強を教えたり、遊び相手になったりと子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに協力しました。

(^{*2} 第2部「テーマ8 感染症への不安に負けないために」参照)

- 「高校生の活動あれこれ」の事例について、活動の背景となっている出来事や人権課題について考えてみましょう。
- 身近な地域や人に関すること、報道で取り上げられていることなどから、班やクラスでのテーマや活動内容を考えてみましょう。

第2部

第2部では、個別的な人権課題に関するテーマや複数の人権課題にかかわるテーマについて、今日的な視点から現状と課題を示し、自分事として学習を進められるよう、問題提起をしています。そして、提起された問題にアプローチする手がかりとして、下記のような項目を設定し、資料を掲載しています。学習を進めるに際しては、これらの資料を効果的に活用し、多角的にアプローチすることが望まれます。

掲載項目について

(1) 主たる資料

見開きの左のページは、兵庫県内や高校生に近い世代などの人・もの・ことを取り上げた資料を配置し、より身近にテーマを捉えられるようにしています。

(2) 考えてみよう

具体的な場面設定による問いかけなどにより、テーマを自分とのかかわりで考えていくきっかけとしています。

(3) キーワード

学習を進めるうえで、テーマに関連する基礎知識や用語、国内外の法令等を簡単に解説しています。

(4) 関連機関・施設等

発展的な学習に向けて、資料や情報などを収集したり、実際に問い合わせや相談をしたりすることができる施設や機関を紹介しています。

分かち合い 共に生きる（主な人権課題：女性（男女共同参画））

兵庫県では、男女が共に、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会をめざして、さまざまな取組を進めています。誰もが、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」について考えてみましょう。

○ 次の事例を読み、自分の個性や能力を発揮できる、生き方の選択について考えてみましょう。

兵庫県内唯一の女性杜氏^{*1}の事例

（前略）大学で醸造学を学んでいたこともあり、酒造りは面白く、ベテラン杜氏さんのもとのことを学びました。（中略）私の中で「酒造りは男性の仕事」という気負いは無く、家業としての酒造りを続けていく選択肢として、私が酒を造ろうと自然に思えるきっかけを、蔵元の先輩が作ってくださったと思います。（中略）

食卓に日本酒の瓶を置いた時に、日常の食卓が華やぐイメージの商品造りを大切にしています。酒造りは力作業のイメージがありますが、衛生管理が非常に大事で、女性が活躍できる仕事も多くあります。女性が現場に入るので、蒸米を運ぶ時は台車を活用したり、蔵の中の段差を少なくしたり、作業効率を考えた設備投資など、負担が少ない職場環境を整備するよう心がけています。（後略）

*1 酒づくりの職人の長。また、その職人。（出典：「きずな」（公財）兵庫県人権啓発協会、令和2（2020）年6月号）

自動車販売修理業 女性初の管理職の事例

（前略）特に不安を感じることなく、異性の部下ともうまくやりながら、常に自然体で仕事に取り組んできました。ただ、唯一の女性管理職の下にいることに、部下が不安を感じることはないか、やりにくく思うことはないかを意識的に尋ねることもあります。（中略）

勿論、女性初の管理職ですので、すべての方に問題なく受入れられた訳ではありません。営業本部の時代には、「営業経験もない管理職なんて」と、心ない言葉を投げかけられたこともあります。ただ、そういった批判は軽く受け流し、求められたもの以上のことを成果として出そうと心がけるうちに、そういった意見は耳には届かなくなりました。（中略）

家族の送迎、買い物等、女性の運転の機会も多いので、女性目線での営業が重要であると認識しており、多くの女性が活躍し続けられる営業スタイルの確立を模索しています。（後略）

（出典：ひょうご女性の活躍推進会議ホームページ、平成31（2019）年）

男性の育児休暇取得者の事例

取得前は、身近に男性の育児休業取得経験者がおらず、出世や給与などにも影響があるのではないかという不安がありました。育休中は子どもの世話をしながらの家事となり、想像以上に大変でしたが、育休取得のメリットもたくさんありました。まず、「無償労働^{*2}」といわれる家事・育児の大変さを体験し、家事負担の偏りをなくし、家事をいかに分業するかを考えるようになりました。また、限られた時間の中で仕事をこなすための効率化を図ることができました。

（インタビューより作成）

（*2 右ページ「キーワード」参照）



○ 世界各国の男女格差

世界経済フォーラムは、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)」を発表しています。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、スコアが「1」に近いほど格差がないことを示しています。令和2(2020)年の日本の順位は 153 か国中 121 位(令和元(2019)年は 149 か国中 110 位)でした。

日本の各分野のスコアや順位

分 野	スコア(順位)
経 済	0.598(115位)
政 治	0.049(144位)
教 育	0.983 (91位)
健 康	0.979 (40位)

(参考)

・「経済」分野:管理的職業従事者や労働参加率の男女比等

・「政治」分野:国会議員や閣僚の男女比等

(出典:「共同参画 令和 2(2020)年 3・4 月号」男女共同参画局)

GGI(2020)
上位国及び主な国の順位

順 位	国 名	スコア
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
⋮		
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英 国	0.767
53	米 国	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中 国	0.676
108	韓 国	0.672
121	日 本	0.652

○ 日本の家事労働の分担状況と目標

項 目	現 状	少子化社会対策大綱 での目標(～2025年)
男性の育休取得率*2	7.48% (女性は 83.0%) (令和元(2019)年)	30%
6歳未満の子を持つ男性の育児・家事時間*3	1日 1時間 23分 ※女性は 7時間 34分 (平成 28(2016)年)	1日 2時間 30分

出典:「少子化社会対策大綱(令和2(2020)年)」(内閣府)
*2 「雇用均等基本調査(令和2(2020)年)」(厚生労働省)
*3 「社会生活基本調査(平成 29(2017)年)」(総務省)

◇ SDGs*45 ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット2 : 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

ターゲット5 : 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

(*4 第2部「総括 すべてはつながっている」参照)



○ キーワード

◆ 無償労働

市場で労働力を提供して対価を得る有償労働に対して賃金や報酬が支払われない家事、育児、介護・看護、買物、ボランティア活動等をさす。

◆ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約、昭和54(1979)年国連採択、昭和60(1985)年日本批准)

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。



◆ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇等の確保に関する法律(男女雇用機会均等法、令和元(2019)年改正)

(第2部「テーマ11 公正な社会をこの手で」参照)

○ 関係機関・施設等

◆ 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

◆ 内閣府男女共同参画局



考えてみよう

Q1. 私たちの日常生活で、性別により役割が固定化されたり、必要以上に区別されたりしているものを点検してみよう。

Q2. 「SDGs5 ジェンダー平等を実現しよう」について調べ、男女共同参画社会に関する課題と取組をまとめてみよう。

Q3. ジェンダー・ギャップ指数の上位の国々の取組を調べてみよう。

テーマ 2

誰の権利？自分の権利！子どもの権利（主な人権課題：子ども）

子どもは一人の人間として尊重され、守られなくてはなりません。しかし、いじめ、虐待、貧困など子どもの人権をめぐる問題が多発している状況があります。子どもとして、そして近い将来の「大人」として、子どもの権利を知り、守るために理解や考えを深めましょう。

○ 「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」の4つの権利

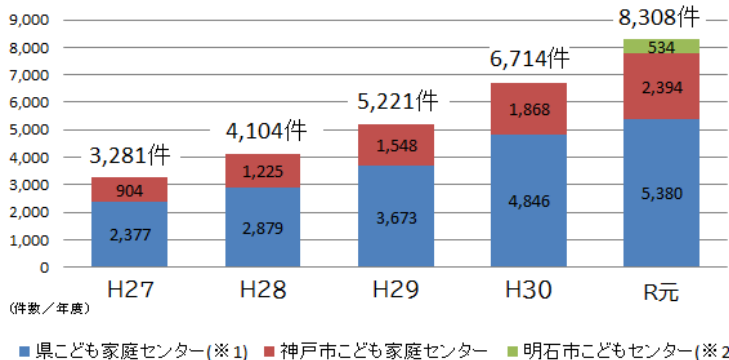


※条文については巻末資料参照。「子どもの権利条約」や「児童虐待防止法」でいう「児童」とは18歳未満のことをいう。

○ 次のケースはどのような点が問題か考えてみましょう。

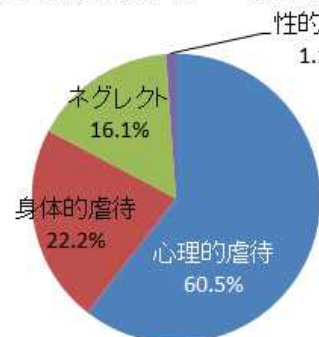
- (1) ご飯をこぼしたので、ベランダに長時間放っておかれた。
- (2) 友人にいたずらをしたので、長時間正座をさせられた。
- (3) 何度も言葉で注意されても聞かないので、頬をたたかれた。
- (4) 宿題をしなかったので夕食を与えてもらえなかった。
- (5) 進路について、一方的に決められ、希望や意見を全く聞いてもらえなかった。
- (6) 部活動の試合でミスをしたので、指導者に足を蹴られた。
- (7) 子どもの目の前で父親が母親に対して暴力を振るった。
- (8) インターネットで知り合った大人に裸の写真を送れと言われた。

兵庫県内の児童虐待相談件数の推移



※1 県子ども家庭センターは、中央・西宮・川西・姫路・豊岡の子ども家庭センターの相談件数の合計
 ※2 明石子どもセンターはH31開設。H30までの相談件数は県子ども家庭センターに含む。

県子ども家庭センターへの相談種別

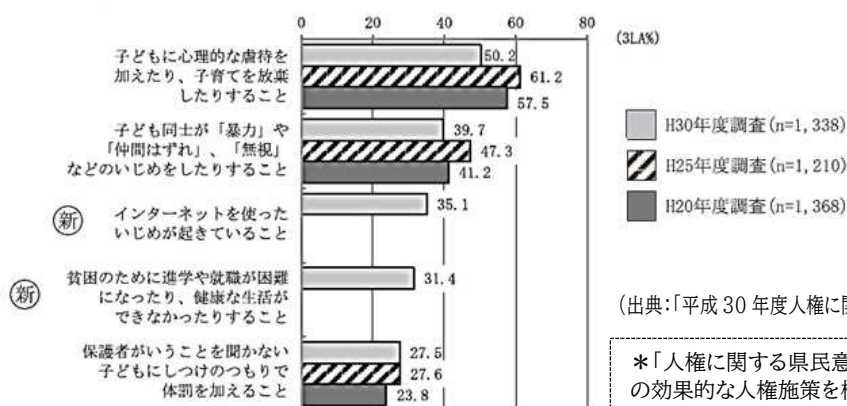


(出典:「ひょうごの児童相談」(兵庫県、令和元(2019)年)

考えてみよう

Q1. 児童虐待について、自分や身近な人が困っていたり、助けを必要としたりしているときには、どのような対応ができるか考えてみよう。

○ 子どもに関する人権上の問題



食事、進学、学習などの面で不利な状況に置かれる「子どもの貧困」やインターネットでのいじめが新たな課題となっています。

(出典:「平成30年度人権に関する県民意識調査」((公財)兵庫県人権啓発協会))*

*「人権に関する県民意識調査(以下「県民意識調査」)」は、今後の効果的な人権施策を検討する基礎資料とするために1998(平成10)年から5年ごとに実施されている。

○ 虐待の4類型

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など 家庭での暴力的なしつけや学校での体罰 など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

○ 相談窓口

- ☐ 子どもの人権 110 番 フリーダイヤル 0120-007-110
- ☐ ひょうごっ子悩み相談センター(ひょうごっ子相談 24 時間ホットライン)
フリーダイヤル 0120-0-78310

**虐待かも
と思ったら
いち早く
189番へ**

児童相談所虐待対応ダイヤル

○ キーワード

- ◆ 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(令和元(2019)年改正)
親権者等は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化された。
- ◆ いじめ防止対策推進法(令和元(2019)年改正)
いじめの定義や基準を明示し、いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定している。

○ 関係機関・施設等

- ◆ こども家庭センター(児童相談所):
子どもと家庭のさまざまな問題について相談援助活動を実施している。
- ◆ (公財)日本ユニセフ協会:
世界中の子どもたちの命と健康を守るために活動する国連機関ユニセフの日本の国内委員会



考えてみよう

- Q2. 学校生活をより良くするために、ルールや行事等のあり方などについて考え、提案してみよう。
- Q3. 児童虐待以外に、子どもの権利が守られていない事例を探し、その改善や解決のために行われている取組を調べたり、自分にできる取組を考えたりしてみよう。

豊かな人生を生きる（主な人権課題：高齢者）

日本の総人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)は、2030 年には 30%を超えると予測されています。人生 100 年時代といわれるこれからの社会では、高齢者の尊厳が大切にされ、すべての人が元気に活躍し安心して暮らせる共生社会をつくるのが大切です。

- 高齢者を取りまく課題の一つとして、認知症^{*1} とその介護があります。次のマンガや高校生の声から、高齢者や介護者の尊厳について、「対等な関係性」とはどういうことか考えてみましょう。



(出典:『マンガ 認知症』ニコ・ニコルソン、佐藤真一(筑摩書房))
 (*1 次ページ「キーワード」参照)

◎ 認知症の高齢者に接した高校生の声

- ・ 食事をしたばかりなのに「ご飯用意してください」とおっしゃったり、「私の部屋はどこですか」「家に帰ります！」とおっしゃる利用者さんがいらっしゃる時は、どうすれば落ち着いて頂けるか悩みましたが、自分の体温が高いのを利用して手を握ってみると「手、温かいねえ～」といつも困ったような顔をしていた利用者さんが笑顔を増やして少し落ち着いていただくことができました。笑顔が少ない利用者さんに笑っていただけて自分もとても嬉しい気持ちになりました。
- ・ 生い立ちの話を聞いた時に、何度も同じエピソードを繰り返され、ほとんど進まず、どう相づちを打っていいかわからなくなってしまった。認知症の方が何度も同じ話をする時は、毎回初めて聞いたかのように聞いた方がよいらしい。その方にとっては初めて話していることだからだ。でも私は途中から飽きてきており、そのような反応はできなかった。

あなたなら、高齢者にどのような声かけをしますか？



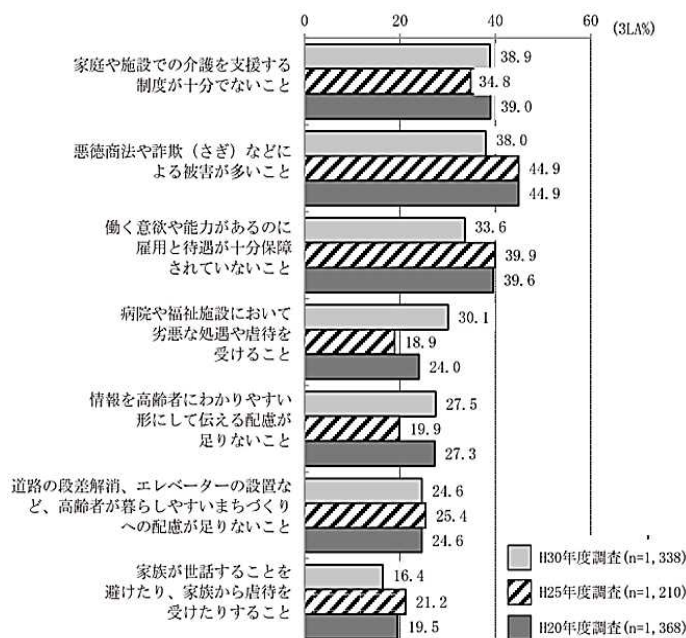
(認知症カフェでの高校生による交流)

※認知症カフェは、認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加して、情報交換したり、相談したりできる「集いの場」です。

○ 高齢者に関する人権課題

下のグラフや自分自身の体験から、高齢者への人権侵害や高齢者の感じている困りごとを挙げてみましょう。

「高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われることは何ですか。」



（出典：「平成 30 年度人権に関する県民意識調査」（公財）兵庫県人権啓発協会）

○ 高齢者の生きがいと活躍

（1）ねんりんピック（全国健康福祉祭の愛称）

スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図っています。

（2）社会・経済の活性化の担い手

企業	ダイバーシティ経営推進のための、豊富な経験や知識・技能を持つ人材
地域社会	地域ボランティアや子育て支援、祭等伝統行事の伝承、地域社会の担い手 など

○ キーワード

◆ 認知症

さまざまな原因で脳の神経細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために記憶や判断力等に障害が起こり、日常生活に支障が出ている状態（およそ 6 か月以上継続）をいう。

令和 7（2025）年には認知症の高齢者は約 700 万人、65 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人に達する見込みで、誰もががかわる可能性のある身近なことである。

問題の一つに認知症高齢者の徘徊・行方不明があり、認知症による令和元（2019）年の行方不明者数は 17,479 人にのぼる（警察庁）。

◆ 高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法、平成 18（2006）年）

介護保険制度の普及が進む一方、高齢者に対する虐待、介護や世話の放棄・放任等社会問題となったため、高齢者の権利や利益を守るために施行された。



◆ 認知症サポーター・オレンジリング

認知症サポーターとは認知症に関する知識と理解があり、認知症の人や家族を手伝い、身近なところから支援する人のこと。高校生も養成講座を受講できる。オレンジリングはサポーターの証である。

○ 関係機関・施設等

◆ （公財）兵庫県いきがい創造協会

生涯学習や高齢者大学、シニア世代のボランティアなどの案内などを行っている。

◆ 地域包括支援センター

各地域に設置されている介護や福祉など高齢者支援のための「総合相談窓口」。介護保険等の申請や介護サービス等について相談や助言を行っている。



○ 参考資料

◆ 高齢社会白書（内閣府）

◆ 人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ（高齢者虐待）」（法務省）



考えてみよう

Q1. 人生 100 年時代における、高齢者の生きがいや期待される役割を調べ、「豊かな人生」とは何か考えてみよう。

Q2. 高齢者が安心して地域で暮らすために、これからどのような取組ができるか考えてみよう。

テーマ 4

心と社会のバリアフリー ～バリアってどこにあるの？～(主な人権課題:障害者)

子ども、高齢者、外国人、障害のある人など、どんな人でも、安心して自由に生活したいと願う気持ちは同じです。社会の一員として誰もが暮らしやすい共生社会を実現するために、必要な視点や方法について理解を深め、場面や心情に応じた配慮や支援について考えてみましょう。

○ バリアフリーについて（「社会モデル」という考え方(*右ページ「キーワード」参照)）

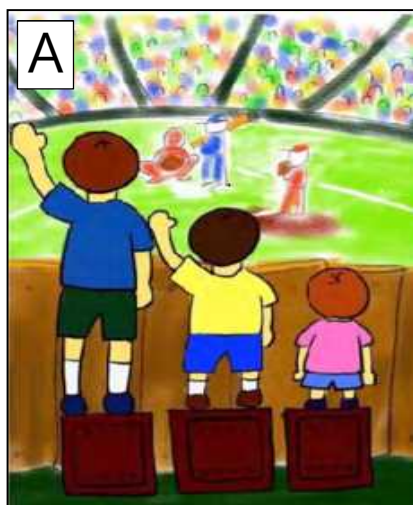
誰もが安心して社会生活を送るためには、活動・参加を制限する障壁(バリア)をなくし、バリアフリーの社会を築く必要があります。社会にある障壁(バリア)は4つあるとされています。

物理的なバリア	電車やバスなどの公共交通機関、道路や建物などで、利用する人に移動等で不便さを感じさせる物理的なバリア	 点字ブロックの上にある自転車 駅のホームと電車のすきま 等
制度的なバリア	社会のルールや制度によって、能力以前の段階でその人が持っている力を出すことができる機会を奪われているバリア	 障害を理由に、学校の入試や就職試験が受けられない 等
文化・情報面でのバリア	情報の伝え方が十分でないために、必要な情報が平等に得られないバリア	 音声のみによるアナウンス わかりにくい案内や難しい言葉 等
意識上のバリア	心ない言葉、偏見や差別、無関心など、困難さがある人を受け入れないバリア	 ・ 変な目で見たりかわいそうな存在だと決めつけたりすること ・ 点字ブロックの上に立ったり物を置いたりすること

(参考:「心のバリアフリーノート」(文部科学省))

○ 平等と公平（「合理的配慮」(*右ページ「キーワード」参照)）

3人の子どもが野球観戦に来ています。機会を保障するための台の使い方として、図 A と図 B のどちらが公平でしょうか。また、公平と判断した理由についても考えてみましょう。



(出典・提供:NPO 法人 支援機器普及促進協会 <http://npo-atds.org/>、Interaction Institute for Social Change)

○ 気づきにくい生きづらさ(発達障害)

社会には、さまざまな困難さを感じている人がいます。
例えば…

- ・ 時間や手順へのこだわりが強い
- ・ 時間を守る、見通しをもつことが苦手
- ・ 場の雰囲気や相手の気持ちを察すること、感情表現が苦手
- ・ 記憶することや書字・読字が苦手
- ・ 不器用、不注意 など

こうした人たちは、周りの人の理解や、適切な支援・配慮などによって、生きづらさがやわらぎ自分らしく生きやすくなります。

発達障害は十人十色。近視の人が眼鏡を使うように、記憶や書字・読字に困難さのある人がタブレットやスマートフォン等を活用することや、見通しをもつことが苦手な人や不注意な傾向のある人に、予定や手順を図や文字で紙に書いて渡すことなどの配慮により、バリアを取り除いていくことができます。

こうした一人ひとりの困りごとへの丁寧な配慮が自然なこととして受け止められる社会をつくることは、子どもや高齢者、外国人など、多様な人々との共生につながります。

◇ ひょうごユニバーサル大使(令和元(2019)～)

漫談家 ^{はまだゆうたろう} 濱田祐太郎さん

神戸市生まれ。兵庫県立視覚特別支援学校卒業。生まれつき左目が見えず、右目も明るさがわかる程度。「R-1 ぐらんぷり 2018」で優勝。ラジオなどで兵庫県が進めるユニバーサル施策を幅広く発信している。



Q: バリアのないユニバーサル社会づくりに向けて、高校生に期待することはありますか？

A: 期待なんておそれ多いですが、若い人はどんな方向にも変わっていける可能性があります。本当に弱い人には寄り添える人に、そして濱田祐太郎の芸を楽しんでくれる人になってほしいと思います。

考えてみよう

Q1. 視覚障害者にとって、日常生活や社会生活上の「バリア」は何だろうか。また、その「バリア」を取り除く方法を考えてみよう。

Q2. 「コミュニケーションハンドブック」(国土交通省)等を活用して、社会で困っている人に対する適切なコミュニケーションについて調べ、実践してみよう。

○ キーワード

◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法、平成 28(2016)年)

役所や会社やお店などが、正当な理由なく、障害を理由として差別する不当な差別的取扱いを禁止している。また、役所や会社、お店などに対して、「合理的配慮」を求めている。



◆ 「社会モデル」という考え方

障害のある人が日常生活や社会生活の中で受ける活動・参加の制限は、個人の心身機能の障害と社会的障壁(バリア)の相互作用によって作り出されているものであり、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるとする考え方。多様な人々が共に生きていく社会を実現していくうえで重要な視点である。これに対して、障害や制限は個人の心身機能の障害によるものとする考え方を「医学モデル」という。

◆ 合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲での、必要かつ適当な変更及び調整を合理的配慮という。学校園においては、障害のある児童生徒等の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を提供しなければならないとされている。

身近な「合理的配慮」には、「試験等において、障害の状況等を踏まえて、例えば別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、ICT 機器の音声読み上げ機能の使用等を許可する」などが挙げられる。

○ 関係機関・施設等

◆ 発達障害情報・支援センター



○ 参考資料

◆ 「コミュニケーションハンドブック」 (国土交通省)



◆ 「YomiDr. [モデル栗原類さん] 発達障害①～④」(読売新聞 HP)



打ち明ける勇気 受け止める勇気 (主な人権課題:同和問題(部落差別))

同和問題(部落差別)は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることなどを理由に、結婚や就職、日常生活において差別を受けている日本固有の人権問題です。このような差別の実態や不合理さについて学び、その解消のために必要な態度や行動について考えてみましょう。

- 結婚差別^{*1} について、母や姉が受けた差別の話や本人の体験を書いた大学生の手記を読み、解消のために必要なことについて考えてみましょう。(本人の自筆原稿をそのまま掲載しています。*1 次ページ「キーワード」参照)

人権・部落問題は、今もなお根深く残っているということを授業を通じて改めて分かりました。現在私には高校時代から付き合い、2年になる彼がいます。私が自分が被差別部落の出身であることを知ったのは、ちょうど2年程前の事です。洗濯物をたたんでいる時に、母が私に言いました。「ねえ、部落差別とか聞いたことある？学校の道徳の授業の時とかに勉強した事があると思うんだけど。」私は、その道徳の授業で学習した「えた・ひにん」という人たちが存在したことや、それにより今も差別を受けている人たちが沢山いるという事を母に話しました。そうすると、母は涙ぐみながら、私の住んでいるこの土地が被差別部落であるということを説明してくれました。以前母にも結婚したいと思う人がいましたが、部落差別により、結婚できなかったことがあるそうです。そして、それは母だけにとどまらず、私の2つ年上の姉にまでも影響しました。その彼と3年程お付き合いしていた姉は、その男性と結婚する約束をしていました。しかし、ある日その男性の家に遊びに行っている間に、男性の母親から「どこの出身なの？」と尋ねられ、姉は自分の住んでいる土地を言いました。その瞬間に男性の母親の顔が急に変わったと彼は姉が言っていました。その後、男性は姉が部落出身の人であるからという理由で母親や親せき中から結婚を反対されました。一時は「そんな大昔の事に関係ない。」と書いていた彼も、ついに結婚する意志を無くし、姉たちの交際は終わりました。姉が部落出身であるを知った日から、男性の母親は電話の取りつきをしなくなるなど、姉に対する嫌がらせをするようになりました。姉自身、男性の母親から出身を聞かれた時は、まだ自分が被差別部落の生まれであることを知りませんでした。彼の家での出来事を母に相談した際に初めて事実を知ったのです。その時に姉が受けた傷は、あまりにも深すぎました。体調を崩し、体重は激減し、私たち家族も見えない程でした。このような姉の体験を私に話した母は、私に一言こう言いました。「自分が部落の出身だということは、今後人に言う必要はないし、だからといって、下を向いて歩く必要もない。堂々と胸を張って生きればいい。」この言葉は私の心の中に強く残っています。母はあえて人に言う必要はないと言いましたが、私には、どうしても納得できませんでした。そこで私は交際して2年になる彼にカミングアウトすることを決意しました。話す前には、本当に勇気が必要でした。これを言ってしまったら、母や姉のように結婚することもできなくなり、今の関係が壊れるかもしれないと思うと、悲しいあまり涙が出てきました。そして、母が私に話した時のようにゆっくりと彼に話しました。泣きながら話す私の言葉を彼は黙って聞いていました。

私が話されると、彼は一言「話してくれてありがとう。でも本当は、知ってたんだよ。」と言いました。理由は、彼の両親が、私たちが交際し始め頃に彼に話したのだそうです。彼の両親は、彼が私とこれから付き合っていく中で、私の住んでいる土地が被差別部落だということを知り、そのせいで別れたりするような心の狭い差別意識を持った人間にだけは育てほしくないと思い彼に話したのだそうです。私は彼からその話を聞き、今度は嬉しくて涙があふれました。そして、人権や差別に対してきちんとした考えを持っている彼の両親に、本当に感謝しました。彼の両親が前もって彼にきちんとした人権教育をしていたからこそ、今のこの関係があるように思います。差別は繰り返されず。親から子へ受けつがれてしまうのです。だからこそ、私も将来自分の子供が生まれたらこのような問題に直面する前に、しっかりと教育したいと思っています。世の中にもっともって、人権・部落問題に karşı きちんとした教育を受けた人たちが増えれば、部落問題はなくなると思います。そのために、小さい頃から、中途半端ではなく、きちんとした人権教育が必要だと思っています。私もこれらの問題に少しでも力ができるように、まずはしっかり自分が勉強していこうと思っています。



(出典:『生きる(高校生)』「話してくれてありがとう」宮崎県人権・同和教育研究協議会、(平成 23(2011)年)
※「えた・ひにん」…産業や造園、芸能などで社会や文化を支えていたが、他の身分の人々から疎外され差別されていた人々。

(出典:「中学生用教育資料『きらめき』兵庫県教育委員会、(平成23(2011)年)

○ インターネット上の差別事案

近年インターネット上では、差別を助長・誘発する書込みや根拠のない情報などが問題となっています。同和問題(部落差別)についても、特定の地域を同和地区であると指摘する事案や、同和地区を記載しているとする書籍を販売しようとする事案などの悪質な行為が発生しています*2。これらはネットの匿名性を悪用して、誤った認識や差別意識を助長する、表現の自由を逸脱した許されない行為です。

同和問題(部落差別)に限らず、インターネットは便利である一方、情報や意見について、信頼性や人権上の問題点を判断し、対応する力が必要となります。

*2 全国の被差別部落の所在地、戸数、主な職業などを記載した冊子が販売されていた事件が、昭和 50(1975)年に発覚した。購入者の多くは企業で一部個人が含まれており、購入目的は採用選考や結婚の際に身元を調査するためであったとされる。

考えてみよう

Q1. 母の「自分が被差別部落の出身だということは、今後人に言う必要はない」という言葉に対して、「私」が「どうしても納得できませんでした」と思った心情を考えてみよう。

Q2. 「私」の打ち明けに対して、あなたならどのように対応するか考えてみよう。



○ キーワード

◆ 結婚差別

結婚差別とは、婚約もしくは結婚に際して、相手方の出自(家柄)・社会的地位・障害の有無・民族の違い等によって、反対もしくは解消したり(させたり)する行為をいう。反対・解消するのは本人の他、その家族や親戚など第三者の場合もある。

◆ 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法、平成 28(2016)年)

「現在もなお部落差別が存在する」ことや、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化を背景に、部落差別の解消を推進することを目的に制定された。「部落差別」という言葉が初めて明記された法律である。

◆ インターネット・モニタリング事業(兵庫県、平成 30(2018)年)

インターネット上の、兵庫県内の在留外国人や同和問題(部落差別)等に関する、差別を助長する表現や差別的な書込みをモニタリング(監視)し、その抑止を図っている。

○ 関係機関・施設等

- ◆ (公財)兵庫県人権啓発協会
TEL 078-242-5355
- ◆ 法務省(同和問題(部落差別))

○ 参考資料

- ◆ 「平成 30 年度人権に関する県民意識調査」(公財)兵庫県人権啓発協会
- ◆ 『結婚差別の社会学』
齋藤直子(勁草書房、平成 29(2017)年)



守り、伝え、共に生きる（主な人権課題:アイヌの人々）

アイヌの人々は独自の文化をもち、自然と共生しつつ長い歴史を歩んできた北海道の先住民族です。アイヌの人々と和人^{*1}とのかかわりや歴史を踏まえ、アイヌの文化の特徴を学び、互いの人間としての尊厳や個性、文化の多様性を認め合い共生するために必要なことを考えてみましょう。

（*1 右ページ「キーワード」参照）

- 北海道平取町^{ひらとり}に住む高校3年生織田瑞希^{おだみずき}さんに関する文章を読み、自他の文化の尊重について考えてみましょう。

織田さんが生まれ育った平取町は、アイヌの人々が多く住み、アイヌ文化が深く息づいた町です。しかし、そんな平取町でもアイヌの独自の言語、アイヌ語を話せる人は、ほとんどいないのが現状です。

背景にあるのは、明治政府が進めた同化政策です。アイヌの人たちは、法律で「旧土人^{*2}」と位置づけられ、学校では日本語での教育が強制されました。アイヌの人たちへの差別意識も強まり、いまでも、アイヌであることを隠さざるを得ない人たちは少なくないと指摘されています。

織田さんにも自分がアイヌであることを言えない時期がありました。6歳のころから地元のアイヌ語教室でアイヌ語を学び、当初は、自分がアイヌであることに恥ずかしさを感じることはありませんでした。しかし、小学5年生の時に引っ越しにともなって町内の別の小学校に転校。まわりにアイヌ語教室に通っている子は1人もおらず、周囲にアイヌであると明らかにすることに、初めて抵抗を感じました。

「アイヌであることが言えずに、ビクビクしていました」（織田瑞希さん）

アイヌだと言われることが恥ずかしいと感じ、友だちにもアイヌであることはなかなか言えずに過ごしていました。

織田さんの母の久美子さんも自らがアイヌと打ち明けることができなかった時期が長年、続

いていました。まわりからアイヌだと言われるのが嫌になり、平取町を出て東京で働いていた時期もありました。

久美子さんの祖母や曾祖母は、アイヌ語を話すことができましたが、教わったことはなかったといいます。「アイヌであることを隠したい」という意識がアイヌ語の伝承を阻んでいたのです。

（中略）

織田瑞希さんに転機が訪れたのは、中学1年生のとき。海外の先住民族との交流事業で訪れたニュージーランドでのマオリとの出会いでした。目にしたのは、ハカ。その踊りに圧倒的な迫力と民族としての一体感、そして「誰にも負けない」という気持ちを感じたといいます。気づけば涙を流していました。

「マオリのひとたちが誇りをもって披露していた。私もアイヌであることを隠さなくてもいいのかな、アイヌも胸を張って歌や踊りができたらいいな」（織田瑞希さん）

その後も、町の事業でニュージーランドを訪れたり、平取町にマオリの人たちが留学でやってきたりと交流は続きました。そのなかで、織田さんは大きな夢をもつようになりました。「アイヌの学校をつくる」という夢です。アイヌ語の伝承が、自分たちの世代で途絶えてしまうのではないかと。自分の好きなアイヌ語を消滅させたくないという思いが強くなっていきました。

（出典:NHK オンライン「アイヌの高校生が見たマオリのまち」(<https://www.nhk.or.jp/hokkaido/>、令和2(2020)年3月24日)より)

*2 明治政府は、北海道開拓の過程でアイヌ民族を日本の国民として組み込み、「旧土人」と呼んだ。アイヌ民族の農耕民化と和人への同化のために、明治 32(1899)年に、北海道旧土人保護法が制定され、平成9(1997)年まで続いた。

○ アイヌ民族の文化・生活

(1) アイヌ語

- 身近なアイヌ語: ラッコ、トナカイ、コンブ、サッポロ
- あいさつ: イランカラプテ(こんにちは) イヤイライケレ(ありがとう)

(2) 工芸: アイヌ文様を施した衣服や彫刻などがあります。

(3) 信仰: 身のまわりや自然にある多くのものを「カムイ(神)」としてうやまいました。

(4) ウポポイ(民族共生象徴空間)

アイヌ文化を復興・発展させるため、白老町に開設された国立施設。アイヌ文化の伝承や人材育成に取り組むとともに、先住民族の尊厳を尊重し、多様な文化が共生する社会を築いていくための象徴として位置づけられています。



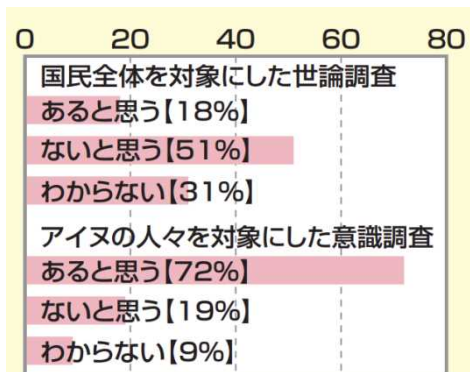
「ルウンベ(衣服(木綿))」
装飾の模様は地域によって異なる。

(出典: (公財)アイヌ民族文化財団)



○ アイヌの人々に対する差別や偏見について

「現在、アイヌの人々に対する差別や偏見があると思うか」



「どのような場面でどのような差別を受けたか」

- アイヌであることが分かたら無視され、アイヌの子と遊んじゃいけないと仲間外れにされた。
- 雇用の際にアイヌであることを理由に雇用を見送られた。
- 姑(しゅうとめ)に家柄・出自の違いを指摘され、さげすまれた。

(出典: 内閣官房・内閣府「国民のアイヌに対する理解度に関する調査」、平成 28(2016)年)

○ キーワード

◆ アイヌと和人

「アイヌ」とはアイヌ語で「人間」の意味。かつて差別的に使われていたこともあり、アイヌの人々をさす言葉としては、「アイヌの人々」や「アイヌ民族」を使う。

「和人」とは、明治以前においては、本州から渡来してきた人たちをいい、現在は、日本の中で一番人数の多い人たちを、アイヌの人たちと並べて呼ぶときの呼び名である。アイヌ語では「隣人」を意味する「シサム」という。

◆ アイヌ同化政策

19 世紀半ばごろから明治政府によって実施された、アイヌ民族に和人と同じ生活様式を強いた政策。学校でも日本語での教育が行われ、アイヌ語は学校で禁止され、家庭でも伝承されず衰退していった。和人によるアイヌ民族へ偏見や差別も強まり、アイヌ文化は深刻な打撃を受けた。

◆ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法、令和元(2019)年)

文化振興に特化したアイヌ文化振興法(平成9(1997)年)に代わり施行された法律。アイヌ民族を「先住民族」と初めて明記し、先住民族の権利への配慮や民族共生象徴空間(ウポポイ)による地域振興、文化復興を目的としている。

○ 関係機関・施設等

◆ (公財)アイヌ民族文化財団

◇ 先住民族の権利に関する国際連合宣言(平成19(2007)年国連採択)

先住民族について、「植民地化とその土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的な不正義に苦しんできた」とし、先住民族の制度、文化、伝統、固有の生活様式を守る権利のほか、政治的地位や経済的・社会的・文化的発展についての自己決定権を強調しています。また、先住民族に対する差別を禁止しています。

考えてみよう

Q1. 瑞希さんが、アイヌであることが言えずに、ビクビクしていたのはなぜか考えてみよう。

Q2. ニュージーランドのマオリの人たちの権利に関する歴史的経緯や取組を調べ、アイヌの人々との共通点や違いをまとめてみよう。

呼び、そして名乗ること（主な人権課題：外国人）

兵庫県には、在日韓国・朝鮮人をはじめ、さまざまな文化的背景をもつ人々が暮らしています。それぞれの国や民族には、それぞれ異なる文化や習慣、言葉、本名などがあります。互いの違いを認め合い、共に生きる社会を築いていくためにはどうすればよいか考えてみましょう。

- 次の手記を読み、「本名宣言」に伴う迷いや葛藤、それに込められた筆者の思いについて考え、国籍・民族等の違いを認め合うとはどういうことか考えてみましょう。

高校3年生で本名宣言をしました。元々人前で話すのは得意でなくて、当日はとにかく緊張していました。ビシッと切り出すことはできなくて、教室の前に出て「いきなりなんですけど、自分、韓国人なんです…」という切り出しから始めました。クラスのみんなは、とても寛容に受け入れてくれて、もっと早くに本名宣言しても良かったのかな、と思いました。それから、「なんで名前2つあるの？」とか「漢字なのに韓国語で読むの？」など質問攻めにあいましたが、興味をもってくれることに嬉しさを感じました。

高校生までは、自分が在日韓国人で、韓国籍であることを言う機会はほとんどありませんでした。言いたくなかった訳ではなくて、わざわざ言う必要は無いな、と思っていました。しかし、18歳の誕生日を迎えた私に友だちがかけてくれた言葉は、「もう選挙行けるやん。おめでとう」でした。胸につかえるものを感じました。在日韓国人であることを伝えていなかったのも、咄嗟に「ありがとう」と答えました。在日韓国人の私にはそもそも選挙権はありませんでした。本名宣言することを本格的に考え出したのは、それがきっかけだったように思います。

大学は本名で通っています。順調な大学生活を送ってはいますが、まれに誰かが口にします。「韓国嫌い」と。理由は親が嫌いだから、なんて理不尽なものや、日韓関係悪化や韓国での反日活動への反感などさまざまです。その考えは否定しませんが、その言葉を聞く度に胸が締めつけられます。更に悲しいのは、現地の反日の韓国人と、日本に住む在日の人は同じ考えをもっている、と勝手に決めつけられていることです。私は普段日本の政治に関心をもってい

るし、韓国などで反日活動が激化すると心を痛めます。もっとやれ、なんて思っていません。

しかし、在日韓国人への理解や認識の浸透が不十分なために、在日への偏見や差別は根強く残っているのだなと感じました。「そんなの帰化（日本国籍にすること）すればいいじゃん」と言われたこともあります。簡単にいってくれるな、と（笑）。もちろん日本国籍にしていれば、余計な悩みや差別の対象であると感じたり、苦しむことが減るのは分かっています。しかし、日本で生まれたけど、韓国にルーツをもっていることは、私の大切なアイデンティティのひとつだと思っています。グローバル化の現代で、アメリカなんて多国籍の人に溢れています。帰化する可能性が全くないとは言いきれませんが、日本国籍に変えようとは今の時点では思っていません。それよりも、世間の在日への正しい認識を広め、偏見を改めていきたいです。私がお場で在日はこんな風だ、と説明しても知識も浅いですし、相手の考えを変えることは難しいと感じました。それでも私たちが在日への間違った考えをもたれたくはない、偏見の目で見られたくないので、自分から発信できることはしていきたいです。

大学へ行ってからの変化は、民族意識の強まり、そして在日への誤った認識や偏見、差別の根強さとそれが世間の大多数なのだ、と自分の周りの環境から気づいたことです。国籍は韓国でも、日本のために、日本に住む人間として働き、活躍したいと思っています。“在日韓国人”という独特の立場、人種についての理解が広まってほしいと願います。自分にできることはなにか、これからも考えていきたいと思っています。

（県立学校を卒業した生徒の手記より）

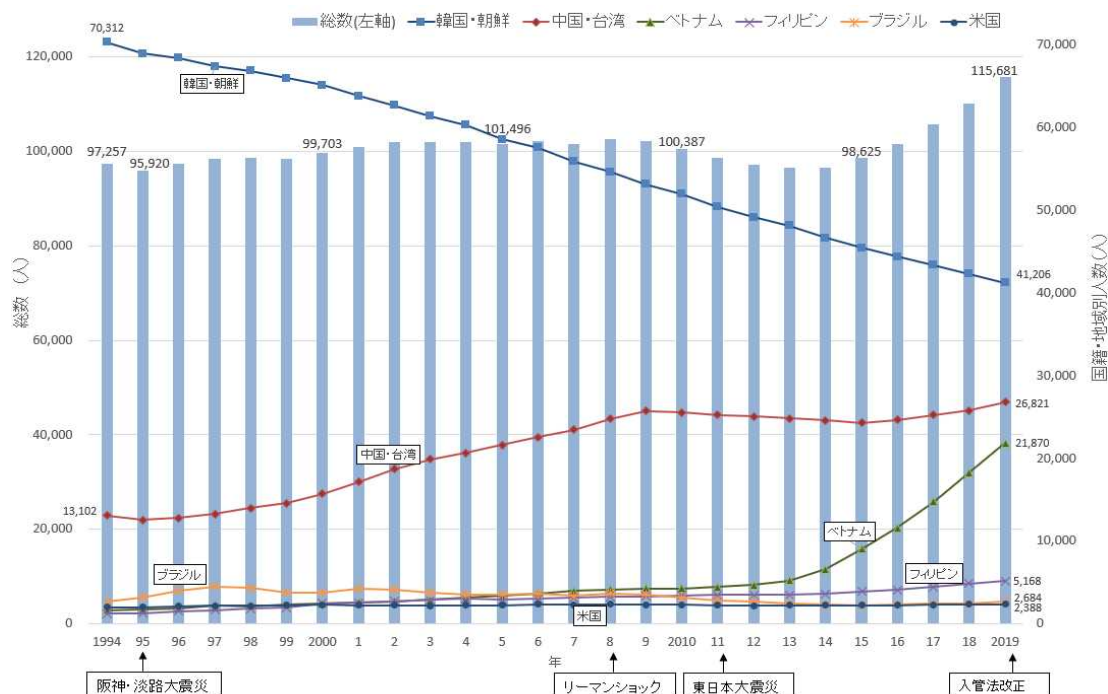
○ 在日韓国・朝鮮人の歴史的背景

1900年代当初、日本にいる朝鮮人は800人ほどでしたが、明治43(1910)年の韓国併合によって急増し、昭和20(1945)年には200万人近くまで増えました。その理由として、戦争の長期化により労働力が不足し、従前とは比較にならない大規模な朝鮮人労働者の移住が、強制的な動員も含めて実施されたことが考えられます。渡日した朝鮮人の多くは、炭鉱、港湾・鉄道の工事、道路・ダム建設などに従事しました。第二次世界大戦後から昭和21(1946)年までに、帰還希望の在日朝鮮人140万人が朝鮮半島に帰りましたが、朝鮮半島での生活の基盤はすでに失われていたことや、日本で蓄えた財産の持ち帰りを禁止されていたこと、さらに朝鮮の南北分断による政情不安などの理由から、帰れない人々も多くいました。(参考:『中学生用教育資料『きらめき』兵庫県教育委員会(平成26(2014)年)』)

○ 資料:県内外国人総数／国籍・地域別推移

県内外国人総数は、現在に至るまで増加傾向がみられ、11万人を超えて、全国7位となっています。外国人県民の出身国や地域は10年間で1.5倍(157カ国・地域)となっており、多様化が認められます。

最も多い韓国・朝鮮籍は、在日韓国・朝鮮人の高齢化と日本国籍取得などにより割合が下がってきています。



(提供:(公財)兵庫県国際交流協会)

○ キーワード

◆ 特別永住者

平成3(1991)年に施行された「日本国と平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格又は当該資格を有するもので、昭和20(1945)年以前から日本に居住している韓国・朝鮮・台湾人とその子孫のこと。

◆ あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)(昭和40(1965)年採択、平成7(1995)年日本批准)

人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を講じることを主な内容としている。しかし、ヘイトスピーチと呼ばれる特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が問題となっており、平成28(2016)年にいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が制定された。

(第2部「テーマ9 知ることで見えてくるもの」参照。)

○ 参考資料

◆ 人権啓発ビデオ「外国人と人権 ～違いを認め、共に生きる～」(法務省・文部科学省)



考えてみよう

Q1. もし、あなたが友人から、本名宣言をされたらどのように対応するか考えてみよう。

Q2. 異なる文化的背景をもつ人々が、文化や慣習を理解し合うために行われている取組について調べてみよう。

多文化共生社会の担い手へ（主な人権課題：外国人）

近年のグローバル化に伴い、兵庫県では157カ国・地域、11万人を超える外国人県民が居住しており（令和2年6月末現在）、言語や文化などの多様化が進んでいます。このような中、県内でも多様性を生かして地域を活性化させる取組が進められています。多様な文化的背景をもつ人々が豊かに共生する社会づくりを一層進めるために、私たち一人ひとりにできることを考えてみましょう。

- 中学2年生の時に来日し、県立学校を卒業した外国人生徒の作文を読み、来日してから直面した壁やそのときの本人の気持ちから、「多文化共生社会」の実現のためにできることを考えてみましょう。

「新しい自分」

私は小さい時からずっと母と離れて、祖母と過ごしていました。中学校2年生の1学期、母からの電話が私の運命を変えました。「日本に来るつもりなら、早めに来て日本語を勉強するほうがいいよ」と。私は、日本に来ると決心したものの、今でも機内での微妙な気持ちを覚えています。大好きな祖母や友人と離れる寂しい気持ちと、母と一緒に暮らせるうれしい気持ちで複雑でした。実際、日本に来てからは、私はとても辛くなってしまいました。

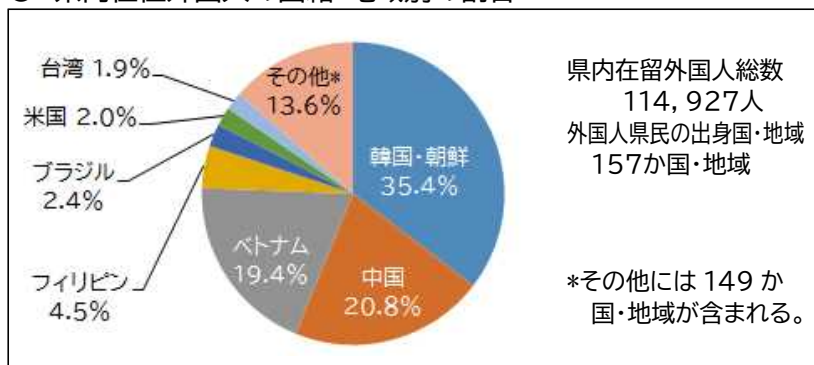
1つの理由は、母との関係が良くなかったことです。小さい時から母と離れて暮らしていたため、お互いを理解し合う事ができず、母と話すのが辛くなり、喧嘩ばかりでした。また、日本語を全く話せなかったことはとても大変でした。最初、クラスメートたちは、英語で頑張って話しかけてくれましたが、お互いに簡単な英語しか話せないのも、だんだん会話が少なくなってしまいました。そのため、学校で話すことが嫌になり、「毎日学校へ行っているのに、何も分からなかったし、友だちもいないし、学校はつまらない。」と落ち込み、中学2年の2週間くらい、母にも内緒で学校を休んでしまいました。学校を休んでいる時、兄の「私もそういう時期があった。でも、これはあなたにとって貴重な経験だよ。今の辛さを乗り越えると将来きっと立派な人になれるよ。」という言葉に励まされました。それから、日本語を頑張って勉強しました。母が毎日仕事をするのは大変だということも理解でき、喧嘩がなくなりました。学校にいる時にも、日本語でクラスメートと話すように努力しました。高校では、外国人生徒を支援する外国人枠入試がありました。日本語の授業だけでなく、現代文などは、取り出し授業を受けることができ、先生はより簡単な日本語で説明してくれました。放課後の支援もあり、日本での高校生活にも慣れてきました。日本語が上達するにつれて、私は、将来、日本語に困る外国人を助けたいと思うようになりました。

私は日本に来て、実感したことは、言葉だけでなく文化の違いを理解しなければ、お互い分かり合えないということです。小さな文化のすれ違いで誤解が生じることがあります。例えば日本人の「曖昧な表現」です。中学生の時、「ジュースを学校に持ち込むのは禁止」の校則を知らなかった私は、日本人の友だちに「ジュースを持ってきたの？それはちょっと…」と言われました。この言葉を理解できず、本当の意味を尋ねました。友だちが「ジュースを学校に持って来るのはだめだよ。」と言ってくれたので、その言葉の意味がやっと分かりました。日本人は相手の立場に立ち、相手を傷つけないように、言葉に気を遣っています。これは日本の文化だと思います。でも外国人の視点からだと分かりにくいです。だから、コミュニケーションをするために、相手の国の文化も学ぶ必要があると思いました。

私は将来、自分の語学力で言語に困る人を助けられる通訳士になりたいです。言葉だけでなく、国と国の文化を発信できるような架け橋になりたい。そしてもっと「新しい自分」を発見していきたいです。

（県立学校を卒業した生徒の手記より）

○ 県内在住外国人の国籍・地域別の割合



(出典:法務省在留外国人統計、令和2(2020)年6月末)

○ 夜間中学校について

義務教育未修了者や不登校などのさまざまな事情により十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した人のほか、外国籍の人が学ぶ場として役割が広がっています。

国内最古の夜間中学で文化発表会

神戸 来年1月に創立70周年を迎える夜間中学校の神戸市立丸山中学校西野分校(同市須磨区大黒町5)でこのほど、文化発表会が開かれた。3年生9人は全員がネパールや台湾など海外出身者。それぞれが学んだばかりの漢字を大書し、ステージで発表した。昼間は介護職などの仕事に汗を流す生徒ら。さまざまなバックグラウンドを胸に、9人は最後の文化祭を楽しんだ。(杉山雅崇)

丸山中学校西野分校 西野分校は1950年1月、月間中学校・室内小学校分校としてスタートした。戦後期の混乱の中、仕事などで中学校に行けない多くの子どもたちも通った。文部科学省による2019年現在、全国には33の夜間中学校があり、50年に開設された西野分校は全国で最も古いという。来日外国人の増加に伴い、現在は在籍する29人中、25人が外国籍の生徒だ。生徒たちは、3カ月前から文化祭の準備を始めた。昼間の仕事が夕方以降まで長引くこともあり、全員がそうすることはできなかったが、先生たちが作った読み仮名付きの台本を使い、一生懸命、日本語のせりふを練習してきた。

文化祭では、太田中学校(同市須磨区)の吉田制の生徒らも観客として参加。3年生は一人一人が推選した一文字の漢字を選び、選んだ理由を説明した。

「幸」「楽」…漢字に思い込め

外国籍の生徒ら学習の成果を大書

「今の生活は苦しい時もありません。でも、いつか幸せになると信じているから『幸』を選びました。『西野分校で過ごす時間は楽しい。人生で一番大事なことは勉強。一生懸命に勉強したい』と頑張っています。西野分校で学んでいることが、何よりも嬉しい」と感動を語った。

「『学』『福』…。学校で学んだ好きな漢字を発表する丸山中学校西野分校の3年生の生徒たち。神戸市須磨区大黒町5」

(出典:神戸新聞 令和元(2019)年11月14日付け)

○ キーワード

◆ 多文化共生

「多文化共生の推進に関する研究会」(総務省、平成18(2006)年)では、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」としている。

◆ ひょうご多文化共生社会推進指針(令和3(2021)年3月)

外国人県民を含むすべての県民が相互に理解し、ともに支え合うことにより、各人が自己を活かすとともに、地域への参画と協働を担うことのできる多文化共生社会実現のため、兵庫県が平成27(2015)年に作成した推進指針。社会環境の変化や新たな課題にも対応し、改定を行った。

◆ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30(2018)年)

新たな外国人材受入れのため「特定技能」という在留資格が創設された。人手不足が深刻な業種での人材確保が期待されるが、共生社会づくりの推進がより重要となる。

○ 関連機関・施設等

- ◆ 子ども多文化共生センター
- ◆ (公財)兵庫県国際交流協会
- ◆ 国際協力機構(JICA)

○ 参考資料

- ◆ 『百花繚乱 ひょうごの多文化共生150年の歩み』竹沢泰子・樋口大祐・兵庫国際交流協会編(神戸新聞総合出版センター、令和3(2021)年)



◇ 「やさしい日本語」

普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。平成7(1995)年1月の阪神・淡路大震災では、多くの在日外国人が、日本語が十分理解できず必要な情報を受け取ることができないことがありました。そこで考え出されたのが「やさしい日本語」です。小学生低学年で習うような簡単な漢字と、ひらがな、カタカナが用いられ、災害時のみならず平時の外国人への行政や生活などの情報提供手段として取組が広がっています。



神戸YWCA
「やさしい日本語」

考えてみよう

- Q1. 外国にルーツをもつ人々が、日本に暮らすようになった歴史的な背景を調べてみよう。
- Q2. 日本で暮らす外国人や外国人児童生徒がどんなことに困っているか考えてみよう。

○ 次の新聞記事を読み、感染者やその家族などに対する偏見や差別を繰り返さないために必要なことについて考えてみましょう。

ハンセン病家族の苦悩

語る。妻には一緒に療養所を訪れたとき、打ち明けたが、妻の両親には言い出せなかった。今も妻の実家の墓参りに行くたびに、手を合わせ、うそをついていたことをわびる。

病気になつても我慢し
受診が必要なときは、車と
船を乗り継いで療養所に向
かった。2005年、父は
体調を崩し、大島青松園で
他界する。87歳だった。
父は遺体となつて、車で
帰ってきた。車に大島青松
園の文字はなく、博史さん
ははつとすると同時に、感
謝した。

弁護団の大槻倫子弁護士
（兵庫県弁護士会）は、家
族の病気が知られ、崩壊し
てしまったケースをいくつも
も見てきた。差別被害は今
日に続き、若い世代にも連
鎖していると実感する。

昨年12月、熊本地裁でこ
う意見陳述した。「結婚後
に親の病歴が知られ、たち
まち離婚に至るケースが後

最後まで父の病気を隠しを絶たない。予想をはるかに超えた現実だ」

のは、もちろん親父でも家族も同じように偏見差別に苦しんできた」。博史さ

罪と賠償を求める訴訟の判決は28日、熊本地裁で言い渡される。(中部 剛)

父の体に異変があり、1959年5月、高松市の国立療養所大島青松園に収容

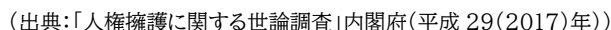
せだった。

◆ パンフレット「ハンセン病の
向こう側」
(厚生労働省)



(出典:神戸新聞 令和元(2019)年6月26日付け)

しかし、正しい知識と理解が十分に広まっておらず、誤解や不安から偏見や差別を招く一因となっています。



なぜ、嫌悪・偏見・差別が生まれるのか

見えない敵（ウイルス）への不安

特定の対象を見る敵と見なして嫌悪の対象とする

嫌悪の対象を偏見・差別し遠ざけることでつかの間の安心感が得られる

×人だ、危ない

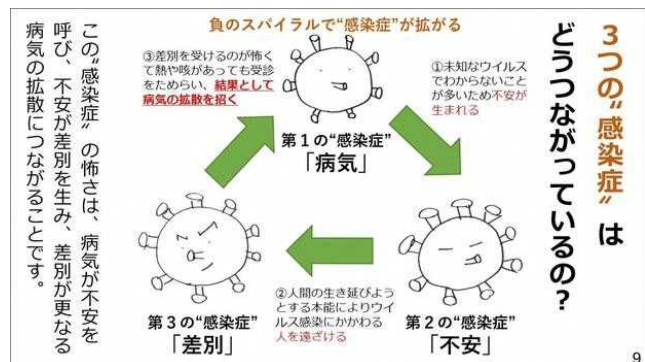
×知っている人、コロナかも

△地区は危ない

本当の敵を見なくなる

敵がすり替わってしまう

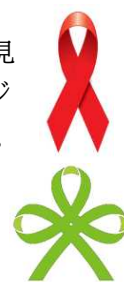
敵はウイルス



(出典:「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！
～負のスパイラルを断ち切るために～」
日本赤十字社)



- レッドリボン:エイズ患者への理解と支援のシンボル、エイズに関して偏見をもたず差別しないというメッセージを伝えるものとして用いられている。
- シトラスリボン:新型コロナウイルス感染症に伴う、感染者やその家族、医療従事者への差別をなくすための運動のシンボルとして用いられている。



- 関係機関・施設等
- ◆ エイズ予防情報ネット



Q1. 新聞記事を参考に、感染者やその家族に必要な言葉がけや接し方はどのようなものか、考えてみよう。

Q2. ハンセン病や新型コロナウイルス感染症等について、「負のスパイラル」を断ち切り、偏見や差別を防止するためにどうすればよいか考えよう。

知ることで見えてくるもの（主な人権課題：北朝鮮当局による拉致問題等）

拉致問題は、重大な人権侵害であり、解決が急がれる人権課題の一つです。しかし、事件が起きてからの時間の経過や、拉致被害者とその家族の高齢化などから、風化が懸念されています。拉致問題を風化させず、早期の解決を図るために、自分に何ができるか考えてみましょう。

○ 次の文章を読み、拉致問題について「知る」とはどういうことか考えてみましょう。

「私の命のあるうちに恵子に会いたい」

兵庫県出身の拉致被害者有本恵子さんのお母さん有本嘉代子さんの切実な願いだった。しかし、その願いは果たされぬまま、令和2（2020）年2月に亡くなられたというニュースが流れた。

中学生の時、有本さんのご両親が兵庫県の中
 学生あてに送ってくださったメッセージを読んだ
 ことがあり、ニュースはとてもショックだった。そ
 のメッセージでは、娘の恵子さんを心配する気
 持ちや、なんとしても恵子さんを取り戻すという
 強い思いが込められていたのを覚えている。

高校の人権学習で、アニメ「めぐみ」を視聴し、
 家で拉致問題について作文を書くという課題が
 出された。アニメ「めぐみ」では、拉致被害者で
 ある横田めぐみさんの、家族との絆を断ち切れ
 れ未来が奪われたことへの絶望、そしてそのご
 家族の苦悩が描かれていた。視聴後のクラスで
 は、「拉致は怖い」「こんなことをする北朝鮮はひ
 どいし、許せない」という感想が上がり、「ほんま、
 そうやな」と思っていた。

帰宅し作文を書こうとしたとき、ふと有本さん
 ご両親のメッセージを改めて読み返しておこう
 と思い、当時の資料を引っ張り出してきた。有本
 さんのご両親の恵子さんに対する思いを痛感す
 るとともに、別の部分が気になった。

（前略）

在日朝鮮人の方の中にも、ずっと手紙をくだ
 さる方がおられます。メッセージと絵を刻んだ置
 物を送ってくださったこともありました。そこには、
 「一日も早く会えますように」という文字が刻
 まれていました。その方も、ご家族は今も北朝鮮

におられ、会うこともできないようです。国交が
 正常化されて、いろんな問題が解決することを
 願っておられます。そう考えたら、私たちも、在
 日朝鮮人の方々も願いは同じなのかもしれません。
 拉致問題に関して、在日朝鮮人へのいじめ
 が起こったことがありました。在日朝鮮人の方には
 何の罪もありません。人をいじめることは、ひ
 きょうなことです。同じ人間として、仲良くするの
 は当然です。

（後略）

（出典：「兵庫県内の中学生のみなさんへ」

有本明弘・嘉代子、平成 25（2013）年）

メッセージのこの部分を読み返したとき、思わ
 ずハッとした。同じクラスには、ケンタという中学
 校からの友人がいた。彼は在日朝鮮人だ。中学
 校入学後すぐに意気投合したケンタは私に話し
 てくれたが、クラスでもそれを知る友だちは多く
 ない。授業中は気づかなかったが、授業で「北朝
 鮮はひどい」という感想がクラスで出たとき、彼
 はどのようなことを思いながら一緒に授業を受
 けていたのだろう。

拉致問題という「人権侵害」に対して憤ってい
 たはずなのに、それが今度は身近にいる友人な
 どに対する新たな偏見や差別などの人権侵害を
 生み出すところだったのではないか…。

一面的な感想をもつだけでなく、正しく知るこ
 との重要さと難しさが分かった気がした。

有本恵子さんなどの拉致被害者の帰国実現
 や拉致問題の解決に受けて、自分一人ができる
 ことは限られているだろう。しかし、関心をもち、
 正しく知る努力は続けようと思う。きっと、正しく
 知ること、自分にもできることが見えてくると
 思うから。

○ 拉致問題の経緯

1970年代から80年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となっていました。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これら事件の多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

平成14(2002)年9月17日、日朝首脳会談において北朝鮮当局は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。これにより同年、日本政府が北朝鮮当局による拉致被害者として認定していた17人のうち、北朝鮮当局が生存を認めた5人のみの帰国が実現しました。しかし、残る12人については、横田めぐみさんや兵庫県出身の有本恵子さんを含む8人は死亡、当時兵庫県在住の田中実さんを含む4人は未入境であると、北朝鮮当局は主張しています。日本政府は、死亡したとされる8人について、「死亡」を裏付けるものが一切存在しないため、被害者は生存しているという前提に立って被害者の即時帰国と納得のいく説明を行うように北朝鮮当局に対して求めています。



〔拉致被害者の帰国〕

(出典: 拉致問題対策本部ホームページ)

○ 解決に向けた取組

◆ ブルーリボン運動

拉致被害者の救出を求める国民運動は、ブルーリボンと青色を運動のシンボルにしている。青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」を、また、被害者とその家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしている。



◆ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年12月10日から16日に、国や県で、拉致問題の早期解決を訴えるためのさまざまなイベントが実施されている。

◇ ヘイトスピーチについて

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。このようなヘイトスピーチを解消するために、平成28(2016)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(「ヘイトスピーチ解消法」、巻末資料参照)」が施行されました。拉致問題は、北朝鮮当局による重大な人権侵害ですが、拉致に関与しない在日韓国・朝鮮人の方々や朝鮮半島の人々には責任がなく、思い込みや偏見によるいじめやヘイトスピーチにつながらないよう注意が必要です。

○ 関係機関・施設等

◆ 内閣官房拉致問題対策本部

拉致問題に関する対応を協議し、問題解決のための取組及び対策を推進している。アニメ「めぐみ」の配信などさまざまな情報を発信している。



◆ 法務省(「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」)



○ 参考資料

◆ アニメ「めぐみ」

昭和52(1977)年11月、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いたドキュメンタリー・アニメ。

通常版(25分)と短縮版(15分)があり、拉致問題対策本部のホームページから視聴可能。



考えてみよう

Q1. 拉致問題では、どのような人権が侵害されているか考えてみよう。

Q2. 拉致問題の解決に向けて行われている取組を調べ、自分にもできることを考えてみよう。

自分らしく生きるために（主な人権課題：性的マイノリティ）

近年、LGBTなどの性的マイノリティの人たちへの社会的関心が高まっていますが、その理解は十分に進んでいるとは言えません。性的指向や性自認(SOGI)*やについて理解を深めるとともに、すべての人が自分自身や他者をありのままに受け入れ、自分らしく生きるためにどうすれば良いか考えてみましょう。

- ある高校生の性に対する違和感や葛藤から本当の自分を探し始める様子を通して、多様性を尊重する生き方や対応について考えてみましょう。

私は桐谷美香子(仮名)、高校1年生、16歳、女性…

「女かぁ、何度口にしてもしっくりこない」

自分の部屋で深いため息をつきながら、美香子はずぶやく。

美香子が自分の性に違和感をもち始めたのは、小学5年生ごろ。友達がスカートの色や模様など服装について楽しそうに話しているのを聞いても共感できなかった。美香子はむしろジーンズとTシャツが好きだった。第二性徴を迎えて教科書に書いてあるとおりに体が丸みを帯びて変化してきた。そんな変化を喜べなかった。そのころから違和感自分への嫌悪に変わった。その原因が何なのか、ずっとわからず悩んでいた。

ある時、テレビでトランスジェンダーに関するニュースが流れた。性には体の性と心の性があり、一致しない人もいる。はっきり線引きできるものではなく、ボーダレス。

はっとして、頭の中が真っ白になった。必死に平静を装いつつ乱れそうになるのをこらえた。長年探していた答えに触れた気がした。

「自分はトランスジェンダーなのかも…」

ショックを感じるとともにどこか安心するところもあった。違和感の答えが見つかったことや同じように悩んでいる人がいることが、美香子の心を軽くした。

「性同一性障害」をネットで調べた。膨大な数の情報がヒットした。でも、情報はどれも少しずつ違っていて、どれが本当かそうでないのか、わからなかった。ネットには否定的な意見も多い。ふっと友達が性転換手術をしたタレントのことを面白おかしく教室で話していた場面が頭をよぎった。自分も同じように笑われるのだろうか…。そう思うと、ぞっとした。

「絶対知られてはいけない。」

直感的にそう思った。

違和感の原因はおおよそ見当がついたが、どうしたらいいのかはわからなかった。いつでも頭の中は、「人とは違う自分」のことでいっぱい。何も手につかず、意味なく時間が過ぎていった。女性として扱われるたび、心が痛む経験を積み重ねた。そのことに慣れてきたようにも思っていたが、最近、自分の性を偽る自分自身に嫌気がさしてきた。

誰かに相談したい。

誰に？教室の窓から外を見ながら、何度考えたかわからない問いを繰り返す。

真っ先に両親が浮かんだが、反応を想像すると怖くて相談できなかった。

先生？きっと親に伝わる。

親友の麻里はどうだろう。もし自分がトランスジェンダーだとカミングアウトしたら、驚くだろうか。

嫌われる？打ち明けたい気持ちはあるが、反応が怖かった。教室での出来事が頭をよぎる。

「本当の自分を知ってほしい。」

打ち明けることで、自分の本当の人生がスタートするような気がした。黒板近くではしゃいでいる麻里を見つめながら、強く思った。

(当事者の体験談より)

◎ LGBTとは…次の4つの言葉の頭文字をあわせたもの。

Lesbian	レズビアン	女性同性愛者	同性を好きになる女性
Gay	ゲイ	男性同性愛者	同性を好きになる男性
Bisexual	バイセクシュアル	両性愛者	性別にかかわらず、同性を好きになることも異性を好きになることもある人
Transgender	トランスジェンダー		生まれた時に判断された性別とは異なるアイデンティティをもつ人。

「ホモ」「オカマ」「レズ」「オネエ」などは、放送禁止用語ではありませんが、侮蔑的なニュアンスで使用されてきたこともあり、これを聞いて傷ついたり、不快に思ったりする当事者もいることを知っておきましょう。



※性のあり方は多様であり、LGBTは4つの集団に限らず、「LGBTなど」という意味で使用されています。

◎ 4つの要素で捉える性の多様性

生物学的特徴(Sex)

生まれた時の生殖器の形態、性染色体の型など

性自認(心の性)

(Gender Identity)

「男」・「女」・「X(それ以外)」等、自分の性別に対する認識など

ジェンダー表現(らしさ)

(Gender Expression)

服装、しぐさ、言葉遣いなど

性的指向

(Sexual Orientation)

異性愛・両性愛・同性愛など、誰が恋愛・性愛の対象になるか。

※SOGI(ソジ、ソギ)

Sexual Orientation(性的指向) and Gender Identity(性自認)の略称。LGBT など性的マイノリティが「誰」を意味する言葉なのに対して、SOGIは「何」を意味し、性別・人種などと同じく人権課題の一つとして注目する時などに使用されます。

◇ ささいな発言がもたらす大きなインパクト

人種や民族、性別、SOGIなどをめぐる会話には、発言者の意図(悪意の有無)にかかわらず、相手を傷つけてしまう言葉があります。

【例】・性的マイノリティに対して、「そんなの、一時的なものでしょ？」
・外国人の親をもつ人に「ハーフなのに英語しゃべれないの？」等

いかに「ささい」なものでも、言われた相手が受ける不快感や苦痛はけっして小さくなく、これが日常で積み重なると、そのインパクト(影響)はさらに大きくなっていきます。これを「マイクロ・アグレッション」(ささいな攻撃)と呼びます。ステレオタイプや無知・無関心をなくしていくことを含めて、社会を変えていくこと、そして相手がどういう事情や思いを抱えているのか、想像しながらコミュニケーションをとる姿勢が、お互いの人権や多様性を尊重するうえで大切なのです。

○ キーワード

◆ カミングアウト

性的指向や性自認など、それまで誰にも言っていなかったようなことを本人が自発的に表明すること。カミングアウトするかどうかはその人の自由であり、強制されるものではない。

◆ アウティング

その人の性的指向や性自認など本人が公にしていることを、本人の了承なく暴露すること。アウティングは人権侵害であり、命にもかかわる重大な事件に発展することもある。

◆ アライ(ALLY)

「支援者」とほぼ同義だが、「他人事を自分事として、連帯して行動する人」のこと。アライであることを表明するために、レインボーカラーのマーク等を使う自治体や企業、個人も増えている。

○ 関係機関・施設等

◆ (公財)兵庫県人権啓発協会

078-242-5355

◆ よりそいホットライン

フリーダイヤル0120-279-338

◆ LGBTの家族と友人をつなぐ会

※宝塚市・伊丹市・三田市・芦屋市・明石市などには、専用の相談窓口がある。

○ 参考資料

◆ 「はじめて学ぶ LGBT 基礎からトレンドまで」石田仁 ナツメ社(2019)

◆ 「性の多様性について考えよう」(法務省ホームページ)



考えてみよう

Q1. もしあなたが友人からカミングアウトされたら、あなたならどのように対応するか考えてみよう。

Q2. 日本国内で、LGBTを前向きに支援している自治体や企業、その取組内容について調べてみよう。

公正な社会をこの手で（主な人権課題：就職差別・働く人の権利）

就職や労働は、一人の人間にとって、生活の安定や生きがい等の面において重要な意義をもつものです。しかし、社会では、就職差別や不当な解雇、ハラスメントなどが問題となっています。このような問題は、誰にでも起こりうる身近なものという認識のもと、それぞれの個性や人権が尊重される公正な社会をつくるにはどうすればよいか考えましょう。

- 次の事例1と事例2およびこの後で紹介する事例3は、県内の高校生の実体験に基づく事例です。これらの何が問題かを一緒に考えてみましょう。

【事例1】

工業高校に通う女子生徒のAさんは、溶接や機械加工を行う会社に就職したいと思い、工業の勉強や実習の授業を頑張っていました。3年生になり、地元の機械工場を中心に就職活動を始め、ようやく希望の会社をいくつか見つけることができました。

しかし、Aさんが希望するどの会社も、現場の工場には男性社員しかいません。学校の問い合わせに対する会社からの返答は、次のようにどこも同じものでした。

「女性が入社しても女性用トイレがない。更衣室もない。新たに設置するには費用がかかる。わざわざ費用をかけて設置しても、もしすぐに辞められてしまったら無駄な投資になる。先生の学校には、他にもたくさんの男子生徒がいるでしょう？ Aさんは確かに優秀な生徒さんだと思いますが、ぜひ男子生徒の推薦をお願いします。」

【事例2】

Bさんは、いわゆる「ひとり親家庭」の生徒で、仕事で忙しい父を助け、まだ小さな弟や妹の面倒をみながら学校に通っていました。掃除や洗濯、弟たちの食事の世話など、毎日の家事で大変な思いをしながらも、いつも明るく優しい人柄で、友人や先生とともに学校生活を送っていました。

卒業後は、学校の近くにある工場に就職したのですが、不慣れな仕事の中、家事と仕事の両立が難しくなり、職場の先輩や上司からのサポートやフォローも得られず、1年ほどで会社を辞めることになりました。Bさんはすぐに学校の進路指導室を訪ねて来て、「せっかく紹介してもらった会社を辞めることになり、迷惑をかけてすみません。」と申し訳なさそうに話しました。

学校から会社に電話をかけ、「この度は、Bさんのことでご迷惑をお掛けしてすみませんでした。」と伝え、会社の方からこのような返答がありました。

「先生の学校の生徒さんは、どうやら複雑な家庭環境の生徒さんが多いみたいですね。家庭環境が複雑な子は、どうしても今回のようなことが増えるでしょうし、今後は、先生の学校からの推薦はご遠慮いただきたいと考えています。」



- 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇等の確保に関する法律、昭和60(1985)年公布、令和元(2019)年改正）

労働者が、性別にかかわらず、雇用の分野において均等な機会を得、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることや、企業の制度や方針において、労働者が性別を理由として差別を受けることをなくしていくことを趣旨とする。募集・採用、配置・昇進・降格、退職・解雇などの面で、性別を理由とする差別を禁止している。これまでの改正で、出産・育児などによる不利益取扱いやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの禁止規定が加えられている。

- 次の資料は「社用紙」と呼ばれるもので、かつて各事業所が独自で採用選考の際に、受験者に提出させていたものです。

これを見て、採用選考においてあなたの能力や適性、意欲等を見るために適切な項目と不適切な項目はどれか、考えてみましょう。

履 歴 書（過去の社用紙）

ふりがな		性 別	男 ・ 女	写真
氏 名		生 年 月 日		
ふりがな		ふりがな		
旧 姓		筆頭者氏名	印	
本 籍 地				
現 住 所				
連 絡 先				

卒業予定校			
資格免許			
賞 罰			
得意な学科		苦手な学科	
クラブ活動		特技・趣味	

性格の長所		性格の短所	
読書の傾向		愛 読 書	
尊敬する人		信 仰 宗 教	
支 持 政 党		購 読 新 聞	
親 友 氏 名		交 友 関 係	男 人 ・ 女 人

会社内知人	
志 望 動 機	

家 族 氏 名	性 別	生年月日	年 齢	続 柄	職 業 (勤 務 先)	身 体 状 況	生 死 別 理 由

住居の実状	持家	借家	借部屋	居住地付近の地図
家庭の収入	月平均 円			
資 産	家屋(坪)	田(反)		
	畑(反)	山林(町)		
上記の記載に誤りがあった場合は 採用を取り消されても異存ありません 保護者氏名 _____ 印 _____				

○ 近畿高等学校統一用紙と社用紙

昭和 45(1970)年度まで、各事業所は独自に作成した「社用紙」(前ページ)と呼ばれる応募用紙の提出を求めていたが、そこには同和問題や外国人差別につながる本籍などの就職差別につながる項目が多数含まれていた。そこで差別を撤廃する目的で昭和 46(1971)年に制定されたのが、「近畿高等学校統一用紙(下図)」である。以来、何度も改訂が行われ、令和2(2020)年度には性の多様性への配慮から「性別」欄が削除された。

履 歴 書		令和 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな				
氏 名				
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)			
ふりがな				
現住所	〒			
ふりがな				
連絡先	〒			

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

資格等	取得年月	資 格 等 の 名 称	
趣味・特技	校内外の諸活動		
志 希 望 望 の の 動 職 機 種			
備考			

(近畿高等学校統一用紙 その2 令和2年度改定)

考えてみよう

- Q1. あなたが、採用する側の面接員の立場となり、就職差別につながる恐れのある項目に気をつけながら、聞くべき質問項目を考えよう。
- Q2. 労働分野における人権問題として他にどのようなものがあるか調べ、まとめよう。

就職差別につながるおそれがある 14事項

(a) 本人に責任のない事項の把握

- 本籍・出生地に関すること
- 家族に関すること
- 住宅状況に関すること
- 生活環境・家庭環境などに関すること



厚生労働省
「公正な採用選考をめざして」

(b) 本来自由であるべき事項の把握(思想・信条にかかわること)

- 宗教に関すること
- 支持政党に関することの把握
- 人生観・生活信条などに関すること
- 尊敬する人物に関すること
- 思想に関すること
- 労働組合(加入状況や活動歴など)、学生運動などの社会運動に関すること
- 購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること

(c) 採用選考の方法

- 身元調査などの実施
- 全国高等学校統一用紙・JIS 規格の履歴書(様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類(社用紙)の使用
- 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施



○ 働く人の人権について、事例3や資料から理解を深めよう。

【事例3】

Cさんは、過去に補導歴のある生徒でしたが、その後は心を入れ替えてしっかり頑張っていたので、担任の先生からの推薦もあり、無事に就職することができました。入社して3か月ほどした頃、突然、Cさんのことで会社から学校に電話がかかってきました。

Cさんに何かあったのかと思いながら電話に出ると、「あんた、犯罪者を紹介するとはいったいどういうことや！何でそのことを隠してたんや！あの子にはもう辞めてもらうからな！」と、一方的に怒鳴られました。

Cさんは、過去の過ちのことで保護観察処分になっていて、保護司との面会のためにどうしても会社を休まなければならなくなり、正直に理由を説明したところ、それが原因で会社を辞めることになってしまったのです。そのわずか1か月前には、Cさんについて「真面目に頑張ってくれて、仕事覚えも早いし、いい子を紹介してくれてありがとうございます」と連絡をいただいたところでした。

その会社でずっと働き続けるつもりだったCさんにとって、とてもつらい結果になりましたが、今では真面目なCさんの仕事ぶりを知る別の会社から声を掛けてもらい、Cさんはそこで評価されて頑張っています。

※ 罪や非行を犯した人の人権について：社会復帰して更生するためには、本人の努力だけではなく、地域や関係機関の理解や協力、支援が必要です。明石市では、全国に先駆けて「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」が平成30(2018)年に成立し、更生支援と共生のための取組が行われています。



○ 解雇について(労働基準法、労働契約法)

雇用は生活の安定や自己実現において重要なものです。そのため、解雇について、労働契約法では、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は無効」と記されており、雇う側(使用者)の都合で一方的に労働者を解雇することはできません。また、労働基準法では、使用者が解雇しようとする場合、少なくとも30日前に解雇の予告をしなければならないことになっています。

一般的に行われる解雇には、①能力不足や勤務態度の不良などによる「普通解雇」、②会社の規則違反などによる「懲戒解雇」、③会社の経営不振のために従業員を減らす「整理解雇(リストラ)」の3種類があります。

解雇は、単にこれらの条件に当てはまるからではなく、その時の状況や従業員の事情等も考慮し、本人の反省やその後の対応も踏まえて総合的に判断されなければなりません。

(解雇・労働条件ハラスメント等の相談は、兵庫労働局、労働基準監督署→)



【参考】知っておこう！ アルバイトも労働者

正社員だけでなく、学生のアルバイトも「労働者」です。労働条件について最低限の基準の定めた「労働基準法」は、アルバイトにも適用され、労働者としての権利が保障されています。

しかし、雇う側(使用者)による過重なシフトやノルマの設定などにより、学生が学業に専念できず留年や退学に追い込まれるなど学ぶ権利が侵害されたり、進路選択に影響が出たりする場合があります。自分の人権を守るためには、労働者の権利について理解を深めることが大切です。

- 使用者は、労働者であるアルバイトに対して、労働条件*について「労働条件通知書」などの書面で明示・交付する義務があります。

(*①契約期間、②就業場所や業務内容、③勤務時間や休憩時間、休日・休暇(要件を満たすとアルバイトにも有給が付与される)等、④賃金に関する事 ⑤解雇や退職に関する事等)

- 都道府県ごとに「最低賃金」が決められています。(兵庫労働局ホームページ参照)

- パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントはアルバイトに対しても許されないことです。

適切な対応や防止措置を講じることは使用者の義務です。(「確かめよう 労働条件」厚生労働省↑)



表現の責任ってなんだろう？(主な人権課題:インターネットによる人権侵害)

インターネット(以下ネット)やソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下SNS)は、その利便性から日常生活の中で多くの人に利用されています。しかし、気をつけなければ重大な責任を問われたり、人を深く傷つけたりすることにつながります。ネットや SNS の特性を理解し、その利用や「表現の自由」に伴う「責任」について考えてみましょう。

○ どこまでが「表現の自由」？

ネットやSNSは匿名性が高く不特定多数の人に情報を伝えることができるという特性があります。その特性を利用した、悪意をもって相手を不快にさせる投稿を見かけることがあります。

有名人の悪口を匿名で投稿したら



テレビやネットでの言動が**気に入らない有名人の悪口を匿名投稿**したW君。同調する投稿も増え、根拠のない悪口など嫌がらせがネットに広まった。

発信者が特定され高額な慰謝料請求へ



W君が発信者だと判明したことから、虚偽の投稿内容により名誉を傷つけられたとして、**慰謝料などを求める訴訟(裁判)を起こされてしまった。**

(出典:「インターネットトラブル事例集」(2020 年版)総務省)

誹謗中傷に関する訴訟の事例

2020 年7月、タレントの春名風花さんが SNS 上に中傷する投稿をされたとして、投稿者を相手取って損害賠償を求めた訴訟で、投稿者が 315 万円の示談金を支払うことで和解をした。

春名さんは、「相手の人格や生活を破壊するだけの暴力や批判の度を越えた単なる嫌がらせは、誰のことも幸せにしません。書いた自分にも少なからずダメージを与えます。やめましょう。絶対に」と呼びかけている。*

(引用:朝日新聞 DIGITAL(2020.7.20))

【高校生Aさんの思い】

SNS で、ネットの誹謗中傷が原因で亡くなった方のニュースを見ました。軽い気持ちで投稿しても、誹謗中傷は、人の気持ちを傷つけ、人の命だって奪えます。画面の向こうは見えませんが、顔の见えない相手を思いやる心を忘れてはいけないと思います。

亡くなった方の SNS には、亡くなった方の死を悲しむ声が寄せられていました。しかし、悲しくなるコメントも寄せられていました。それは、誹謗中傷をしてしまった人への誹謗中傷です。なぜダメだと分かっていることをしてしまうのだろう。誹謗中傷をした人に対する誹謗中傷でも、同じ誹謗中傷です。

「誹謗中傷、絶対だめ！」



あなたは大丈夫？セルフチェック！

- ☑ それは『批判』？『誹謗中傷』？
相手の人格を否定する言葉や言い回しは誹謗中傷です。
- ☑ 再投稿(リツイート等)だから大丈夫？
誰かを中傷している投稿を再投稿する行為も誹謗中傷です。
- ☑ ストレス解消の道具にしてない？
イライラを解消するために、ネットや SNS を利用するとトラブルに巻き込まれやすくなります。
- ☑ 匿名だからバレない？
投稿者は特定できます。発言内容によっては、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。
- ☑ 相手はどう感じている？
言葉の捉え方は人それぞれです。意図してなくても、相手の気持ちを傷つけ、命を奪ってしまう可能性があります。相手の人権を尊重し、思いやりをもって使う責任があります。

○ キーワード

◆ 誹謗中傷

根拠のない悪口を言いふらして他人の名誉を損なう行為。誹謗中傷の行為は「名誉棄損」の罪に該当する場合があります。

◆ 通報制度・機能について

掲示板や SNS のサイトには、誹謗中傷や差別発言などの攻撃的な行為や不適切な表現を通報する機能がある。

また、下記のような通報先もある。

一般社団法人
セーフティーインターネット協会



○ 関係機関・施設等

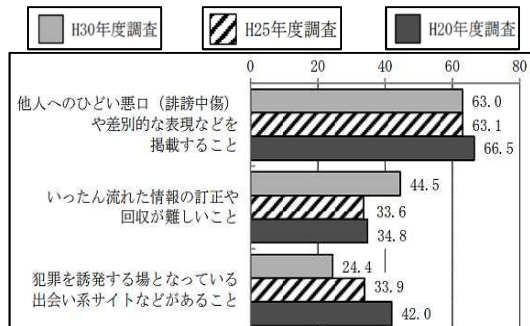
◆ 厚生労働省「まもろうよ ころろ」
電話または SNS で相談できる。



◆ 違法・有害情報相談センター
ネット上に流通した情報による被害を相談できる。



○ インターネットを悪用した人権侵害



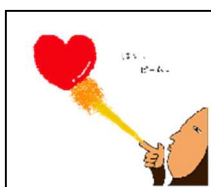
インターネットによる人権侵害は、多くの人権課題とつながっています。ネットや SNS でのいじめやヘイトスピーチ、部落差別のような差別的表現、災害や感染症に関するデマ情報等によって、外国人や障害者、感染症の感染者など、さまざまな人たちの人権が脅かされています。情報を発信する際の人権意識や、受け取る際の判断力が大切です。

(出典:「平成 30 年度人権に関する県民意識調査」((公財)兵庫県人権啓発協会))

○ 高校生でもできること

【啓発動画・啓発 LINE スタンプ作成】

SNS を利用し、誹謗中傷やネット依存などの問題点を少しでも減らすことを目的として、啓発動画や啓発 LINE スタンプを作成した。



≪兵庫県立福崎高等学校≫

【生徒による思いやり BOX 設置】

小・中学生、高校生、保護者が集まり、一緒に話し合う会議を実施した。また、ネットの問題は心の問題と考え、「思いやりのある行動」を増やす取組を行った。

校内に「思いやり BOX」を設置し、思いやりのある行動を募集して、掲示をしている。

≪兵庫県立千種高等学校≫



考えてみよう

- Q1. ネットや SNS 上で、相手を傷つけてしまう発言(投稿)をしないために注意すべきことを考え、書きだしてみよう。
- Q2. ネットや SNS の長所をいかして、トラブルの軽減や解消、共生社会づくりのために自分たちでできる取組を考えてみよう。

あの時、被災地で（主な人権課題：災害と人権）

平成7(1995)年1月17日の阪神・淡路大震災、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災では、多くの方が犠牲になりました。毎年のように地震や風水害などにより被災する人が後を絶たず、私たち自身もいつ被災するかわかりません。このような状況を踏まえ、防災意識を高めるとともに、災害時に起こりうる人権問題やさまざまな人々への必要な配慮について考えてみましょう。

○ 災害時の避難所の様子

仙台市に隣接する名取市の^{ゆりあげ}閑上地区は、太平洋に面した漁港であり、閑静な住宅地でもありました。しかし、東日本大震災でこの街を襲った津波は、この地区に住む700人以上の命を奪い、住民の多くは家族や住宅を失い、避難所での不便な暮らしを余儀なくされました。

**震災翌日から始まった避難所生活は、およそ3か月間続きました
不明者の搜索が続くなか、全国からの支援が心の支えでした**

ピーク時、名取市には38か所の避難所が置かれていました。その中の一つ、^{たてこし}館腰小学校体育館では住民のなかからまとめ役が現れ、すぐに自治が始まりました。当初、体育館にいた1000人ほどの人は、家族の迎えや教室への移動によって減少。最終的に350人ほどが体育館に残りました。

人数が減ったとはいえ、体育館には寝起きするのがやつのスペースしかありません。しかも、不明者の搜索や遺体の確認を行う日々。肉体的にも、精神的にも、多くの人が疲れ切っていました。



【「ゆりあげ前進 vol②もう一度 心をついに」(ふろむ名取発行)より】

被災地ではその後、仮設住宅が建設され生活再建、復興が進んでいきました。しかし、海拔が低い閑上地区では大規模な土地のかさ上げ工事が行われたため、復興支援住宅の建設は遅れ、「まちびらき」がおこなわれたのは令和元(2019)年5月のことでした。

○ 災害時の人権課題について考えよう。

(1) 避難所での災害弱者・困りごと

避難所では、次のような声が聞かれました。どのような人たちの声かわかりますか。

- ・ 着替える場所や下着を干すところ、授乳室が欲しかった。
- ・ 食事の配布や、避難所での情報が、音声だと全く入ってこないで、文字でも知らせるようにしてほしい。
- ・ 手すりやスロープなどがなく移動に困った。
- ・ 日本語のアナウンスや掲示がわからず、通訳や翻訳が欲しかった。

(参考:「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書」内閣府、平成 25(2013)年)

(2) 復興過程での課題

「平成 30 年度人権に関する県民意識調査」(公財)兵庫県人権啓発協会)を見て、被災者の人権問題を確認しよう。



被災地では、「震災の記憶が風化し、忘れられることが最も恐ろしい」と言う声が聞かれます。

○ 「誰もが微力ではあっても、無力ではありません。」

災害時の被害を少なくするために必要なのが、右の図のような「三助」の連携です。このうち、「共助」については、高校生にもできることがあります。防災訓練や避難所運営などで自分たちに期待されていることやできることを考えてみましょう。



高校生の被災地支援活動

兵庫県では阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、高校生による被災地支援活動が、「ひょうごボランティアプラザ」などの支援を受けて行われています。震災の記憶の風化を防ぐことで、災害時にもお互いが助け合い、人権を守る社会を築くことにつながります。



○ キーワード

◆ 阪神・淡路大震災

平成7(1995)年1月 17 日、淡路島北部を震源地として発生し、兵庫県を中心に 6 千人以上の犠牲者が出た。復旧・復興の中での共生の理念から、ボランティア活動の活性化や多文化共生の推進につながった。

◆ 東日本大震災

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生し、東北地方の沿岸地域を襲った津波が大きな被害をもたらした。関連死を含めて2万人以上の死者・行方不明者が出た。

◆ 福島第一原子力発電所

東日本大震災の地震と津波に伴い、福島第一原子力発電所で放射性物質が放出される事故が起こった。これにより多くの人々が避難生活を余儀なくされ、避難者に対するいじめや風評による誹謗中傷が起こるなど人権侵害が発生した。

◆ 要配慮者

災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。日本語を十分理解できない外国人も情報受伝達に配慮が必要な場合が多い。「災害弱者」「災害時要援護者」も基本的には「要配慮者」と同じ対象者をさしている。

○ 関係機関・施設等

- ◆ 人と防災・未来センター
- ◆ ひょうごボランティアプラザ

○ 参考資料

- ◆ 「災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供の在り方に関する調査研究」(国土交通省)
- ◆ 「放射線副読本」(文部科学省)



考えてみよう

Q1. 要配慮者への支援や配慮を想定した学校の防災訓練や避難所運営の工夫を考えてみよう。

Q2. 被災地・被災者への風評や災害の記憶の風化などの問題に対して、どのような取組や配慮ができるか考えてみよう。

身近に広がる「貧困」(人権課題:ホームレス等)

日本国憲法第25条において、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として生存権が保障されています。しかし、日本は、「6人に1人が相対的貧困状態^{*1}にある」といわれています。貧困の問題は、子ども、女性、高齢者、ホームレス、そして雇用・労働など多様な人権にかかわる問題です。日本の貧困について現状と課題を知り、貧困のない誰もが暮らしやすい社会にしていくなために必要なことを考えてみましょう。

(^{*}1 右ページ「キーワード」参照)

- ホームレスとなる背景や理由について、次の資料1・2を読み、気づいたことを挙げてみましょう。その際、これまでの自分の知識やイメージとの比較や自分の身にも起こりうる可能性という点からも考えてみましょう。

資料1:ホームレスの人の体験談より

- Aさん: 両親を介護して生活が困窮しました。仕事を続けることも難しく、医療費や生活費のために、借金を背負ってしまい、両親の死後、家賃も払えなくなり路上での生活となりました。
- Bさん: 工場で勤務していましたが、新型コロナウイルスの影響で経営が悪化し、リストラの対象となりました。社員寮を出ることになり、ネットカフェで暮らしながら仕事を探しましたが、年齢が壁となり、所持金が底をつきホームレスとなりました。
- Cさん: 十分な研修もなく「仕事が遅い」とみんなの前でののしられたり、できない仕事をわざと任されたりするなどのハラスメントを受けて、体調を崩して退職し、家賃が払えなくなりホームレスとなりました。
- Dさん: 家庭の経済的な事情で、高校を中退して働こうと思いました。正社員になりたかったのですが、どこにも雇ってもらえず、アルバイトを転々としてしました。そのうち、病気になって働けなくなり、ホームレスにならざるを得ませんでした。

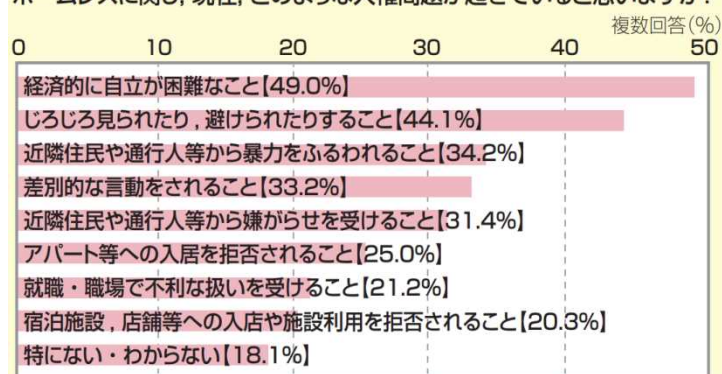
資料2:路上での生活に至った理由

順	理由	回答(%)
1	仕事が減った	26.8
2	倒産・失業	26.1
3	人間関係がうまくいなくて仕事を辞めた	17.1
4	病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	16.9

(「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)の調査結果」厚生労働省(平成28(2016)年)より作成)

○ ホームレスに関する人権問題

ホームレスに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



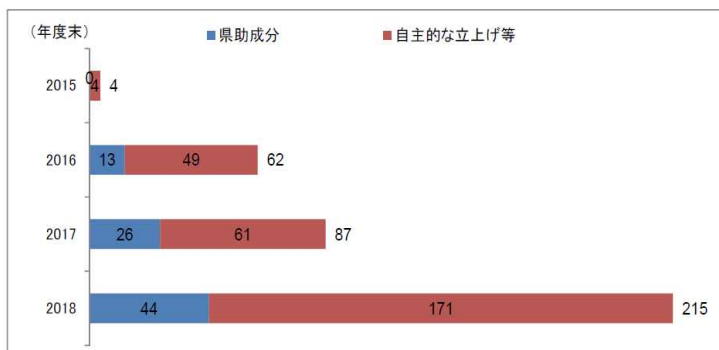
令和元(2019)年10月には、台風による災害時に、ホームレスが避難所での受け入れを拒否される事案が発生しました。

暴力については、過去に県内でも高校生によるホームレス襲撃事件が発生しています。

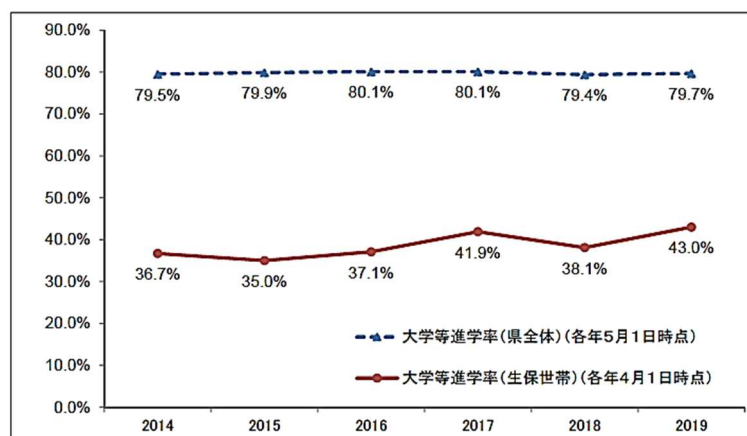
(出典:「人権擁護に関する与論調査」内閣府、平成29(2017)年)

- 子どもの貧困について、資料の3・4から、どのような課題があるか考えてみましょう。

資料3:子ども食堂数の推移(兵庫県)



資料4:生活保護世帯の大学等進学率の推移(兵庫県)



(出典:資料3・4とも「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2020~2024)」兵庫県、令和2(2020)年)

○ キーワード

◆ 相対的貧困

世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態。

その国の文化水準、生活水準と比較して、大多数よりも困窮している状態をさす。一方、飢餓等、人間として最低限の生命や生活を維持することが困難な状態を「絶対的貧困」という。

◆ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法、平成14(2002)年)

ホームレスの自立支援やホームレスとなることの防止のために、ホームレスの人権に配慮し、必要な施策を講じることを目的とする。ホームレスを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義している。

◆ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(令和元(2019)年一部改正)

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図ることを目的としている。これに基づき、「教育の支援」「保護者の就労の支援」「生活の支援」「経済的な支援」を柱に、さまざまな対策が進められている。

日本には、生まれ育った環境や経済的な事情によって、生活環境や将来の自己実現において不利益を被っている子どもたちがいます。子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

○ 貧困解消に向けた取組

◆ 「学びたい気持ちを応援します」高等教育の修学支援新制度(文部科学省)

経済的な理由で大学・短期大学・専門学校等への進学や修学をあきらめないように、授業料等の免除・減額と給付型奨学金で支援する制度



◆ 生活困窮者自立支援制度(兵庫県)

就業や住居などの生活全般の困りごとについて、相談者一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員や専門機関が連携して、解決に向けた支援を行う制度



考えてみよう

Q1. ホームレスの人に対する偏見や差別が起こらないようにするために、どのようなことが必要か考えてみよう。

Q2. 子どもの貧困対策に向けた取組を調べ、自分にできることを考えてみよう。

すべてはつながっている（SDGsと人権）

貧困、紛争、気候変動など、人類は数多くの課題に直面しています。これからも人類が安定してこの世界で暮らし続けるために、国際連合が採択した17の目標が「持続可能な開発目標(SDGs)」です。2030年までの達成に向けて世界中で取り組まれています。学習した人権課題や、あなたとのつながりについて考えてみましょう。

○ 図1:SDGs17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典:国連広報センター)

※ 各ゴールをより具体化したものとして「ターゲット」があり、各ターゲットの進捗を測定するものとして「指標」があります。(右ページ参照)

我々の世界を変革する:
持続可能な開発のための
2030 アジェンダ
Transforming our world: the 2030
Agenda for
Sustainable Development

この文書に SDGs は含まれ、17 の目標すべてが人権を基盤としています。

“ 誰一人取り残さないことを誓う。
- We pledge that **no one will be left behind.** ”
“ すべての人々の人権を実現する。
- They seek to realize the human rights of all. ”

ぜいじゃくせい
○ 図2:「脆弱性」の視点

(弱い立場の人々への配慮)

SDGs では、女性や子ども、高齢者など、脆弱性の高い人々(弱い立場の人々)の不利益や不安定さをどのように解消していくかが重視されています。



脆弱性

誰が、何に対して、なぜ脆弱なのか？

誰が？

貧しい人々、非正規労働者、社会的に排除された人々

女性、障害者、移民、マイノリティ、子ども、高齢者、若者

コミュニティ全体、地域

何に対して？

経済的ショック、健康に関わるショック

自然災害、気候変動、公害

紛争、社会騒乱

なぜ？

能力上の制約

ライフサイクルにおいて場所、社会的地位が不安定

社会的一体性の弱さ、対応力のない社会制度、ガバナンスの弱さ

(出典:「人間開発報告書 2014」(国連開発計画(UNDP)))

○ 図3:SDGs と人権

気候変動や環境問題と、人権のつながりについて考えてみよう。

SDGs 13 番 に関連する人権・条約等	
13 気候変動に具体的な対策を 	・健康への権利(安全、清潔、健康的で持続可能な環境への権利を含む) [世界人権宣言 第 25 条(1)、社会権規約 第 12 条、子どもの権利条約 第 24 条、女性差別撤廃条約 第 12 条、移住労働者権利条約 第 28 条]
	・十分な食糧への権利と安全な飲料水への権利 [世界人権宣言 第 25 条(1)、社会権規約 第 11 条]
SDGs 13 番 のターゲット	SDGs 13 番の指標
13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	13.1.1 10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数 13.1.2 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数 13.1.3 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合
(中略)	↑ 指標 1.1~1.3 は、「SDGs1 貧困をなくそう」、「SDGs11 住み続けられるまちづくりを」の指標と共通している。  
13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	13.3.1 緩和、適応、影響軽減及び早期警戒を、初等、中等及び高等教育のカリキュラムに組み込んでいる国の数 13.3.2 適応、緩和及び技術移転を実施するための制度上、システム上、及び個々人における能力構築の強化や開発行動を報告している国の数
(中略)	SDGs のゴール同士もつながっている 
13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	13.b.1 女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上させるメカニズムのために、専門的なサポートを受けている後発開発途上国や小島嶼開発途上国の数及び財政、技術、能力構築を含む支援総額

(参考:「国際連合事務局統計部作成資料」総務省 仮訳、「国連人権高等弁務官事務所文書」一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター 訳)



気候変動による自然災害は、社会的に弱い立場の人々の貧困や不平等、不利益をより悪化させます。気候変動への取組は、災害や、食料、医療・保健などの面で、子ども、女性、高齢者、障害者等の弱い立場の人々の人権を保障することにもつながります。

○ 図4:SDGs と兵庫県

県内でも、多くの自治体や学校、企業で SDGs の取組が進められています。

明石市は、SDGs の達成に向けて、優れた取組を行う自治体として 2020 年に国から県内初となる「SDGs 未来都市」に選定されました。



すべての人が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会的な孤立や疎外を感じることなく、未来に明るい希望をもてる持続可能なまち「SDGs 未来安心都市・明石」を 2030 年のあるべき姿として設定し、まちのみんなのパートナーシップにより実現をめざします。

(出典:明石市ホームページ)

身近な自治体や地域の学校や企業を検索したり、自分たちの取組を発信したりしてみよう。

Q1. 図1(p50)の SDGs について、あなたが興味のある番号を選び、その番号のターゲットと指標を調べてみましょう。

Q2. 図2(p50)を参考にして、あなたの周りでは、どのような人が、どのようなことに困っているか、背景も含めて考えてみよう。



キーワード

◆ 持続可能な開発

(Sustainable Development)

将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる開発。また、環境保全と経済成長は互いに支えあうものと捉える。

◆ アジェンダ

実施すべき計画。特に国際的な取り組みについての行動計画。

◆ レジリエンス

回復力。状況に応じて生き抜く力。

◆ 5つの「P」

SDGs の 17 のゴールについて、People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(豊かさ)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ)という 5 つのまとまりで捉える見方。



関係機関・施設等

◆ 兵庫県ユニセフ協会事務局

〒658-0081

兵庫県神戸市東灘区田中町 5-3-18



参考資料

◆ SDGs 概要ムービー



知っている人はいるかな？
アクセスして、字幕で見てみよう！

◆ SDGs CLUB

(日本ユニセフ協会)



◆ 「国際連合事務局統計部作成資料」

(総務省 仮訳)

SDGs の17のゴール、ターゲットと指標の一覧



これからも人が住み続けられる世界の実現に向けて取り組んでいこう！

資料編

● 世界人権宣言(外務省 仮訳文)
(1948年12月10日国連総会採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、
よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人とし

て認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

● 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)
(公益財団法人 日本ユニセフ協会抄訳)
(1989 年国連総会採択、1994 年日本批准)

第1条 子どもの定義

18 歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなるないようにします。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 暴力などからの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱い などを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあった子どもを守る

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

関係法律等

● 部落差別の解消の推進に関する法律(抄) (平成 28 年法律第 109 号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄) (平成 25 年法律第 65 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障

害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置
(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及

びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

● 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(抄)

(平成 28 年法律第 68 号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解

消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

● アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(抄) (平成 31 年法律第 16 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村(特別区を含む。以下同じ。)によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。
- 2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。
 - 3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間(アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産をいう。)を構成する施設(その敷地を含む。)であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

(基本理念)

- 第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。
- 2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。
 - 3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。
 - 4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

● ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話 (令和元年7月 12 日閣議決定)

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御苦労に思いを致し、極めて異例の判断ではありませんが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真剣に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちをお伝えしたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで幾多の苦痛と苦難を経験された家族の方々の御苦労をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るため、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

高校生用教育資料

HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-
[令和 2 年度改定版]

令和3(2021)年3月発行

発 行 兵 庫 県 教 育 委 員 会
神戸市中央区下山手通5丁目 10 番1号